

令和 6 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省総合政策局貨物流通事業室）

項目名	物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>【制度の概要】 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（以下「物流総合効率化法」という。）に基づく物流効率化のための計画（以下「総合効率化計画」という。）の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産（以下「特定流通業務施設」という。）について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 8 に相当する金額の合計額とする特例措置（8%の割増償却）。</p> <p>【要望の内容】 上記特例措置を延長するとともに物流総合効率化法の改正を前提に「物流 2024 年問題」等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>【関係条文】 （所得税） 租税特別措置法 第 15 条 税特別措置法施行令 第 8 条 租税特別措置法施行規則 第 6 条の 2 （法人税） 租税特別措置法 第 48 条、税特別措置法施行令 第 29 条の 6 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 22 （その他） 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第 2 条、第 4 条、第 7 条</p>	
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>百万円 (100 百万円) (百万円)</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>2024 年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制の適用などの物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流施設の整備・機能強化を推進し、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系の構築を目指すとともに、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。また、これにより我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>物流は国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであるが、人手不足や長時間労働等による厳しい労働環境などの様々な課題が深刻化している。このような状況を受け、2024 年度にトラックドライバーへの労働時間規制の見直しが行われるが、これに伴い物流が停滞するおそれがあるという、いわゆる「物流 2024 年問題」に直面している。</p> <p>トラックドライバーの長時間労働の大きな要因としてあげられるのが、車両の集中や倉庫内作業の遅れ等により発生する荷待ち時間である。このため、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす倉庫が荷待ち時間の削減を含めた流通業務の合理化を一層推進することが強く求められているところ。</p> <p>また、「物流革新に向けた政策パッケージ（令和 5 年 6 月 2 日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）」においては、「サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす営業倉庫が 2024 年問題等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）の計画認定制度に関し効果的な見直しを行い、物流 G X ・ D X 設備等の導入に加え、物流施設の整備・機能強化を推進する。」とされており、荷主や倉庫業者を含む物流事業者における物流負荷の軽減に向けた規制的措置等の導入が検討されているところ。</p> <p>このような規制的措置等に合わせて、本特例措置に係る税制上の所要の措置を講じることにより、さらなる物流施設の整備・機能強化を推進し、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系の構築を図り、「物流 2024 年問題」の課題に対して取り組むことが必要である。</p>	
<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>租税特別措置等に係る政策評価及び国土交通省政策評価体系上の位置づけ</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>総物流施策大綱（2021 年度～2025 年度）（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新設倉庫における荷待ち発生率 【2020 年度 約 25% → 2025 年度 0%】 ●物流総合効率化法による認定件数（輸送網の集約） 【2020 年度 141 件 → 2025 年度 330 件】

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項			
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年度及び令和7年度）
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
有効性		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>特定流通業務施設の整備に当たっては、多額の設備投資資金が必要となる一方、投資の回収にも時間を要するため、倉庫事業者は倉庫を新設する際に荷待ち時間の削減に資する設備の導入に踏み切ることが出来ない。そのため、課税を繰り延べることで初期投資の負担を軽減し、キャッシュフローを改善させる本措置は、倉庫新設時にトラック予約受付システム等を導入するインセンティブとなっている。</p> <p>本特例措置により、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進される。</p>
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（令和6年度予算概算要求額：400百万円） ・ 物流業務自動化設備導入支援（令和6年度予算概算要求額：200百万円） ・ 新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業（令和6年度予算概算要求額：6,200百万円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は庫内作業フロー改善等により、物流施設側の作業の平準化や人手不足を補うこと等に資するものである。一方で本特例措置は適用要件であるトラック予約受付システム等の導入により、トラックドライバーの荷待ち時間削減を図るものである。</p>
		要望の措置の妥当性	<p>本特例措置の適用は、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した事業者に限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	<p>「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定流通業務施設の整備を伴う総合効率化計画の認定件数 141件（2020年）→ 330件（2025年） ●物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、物流DXを実現している物流事業者*の割合 <p>*物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、従来のオペレーションの改善や働き方改革などの効果を定量的に得ている事業者をいう。 【70%（2025年度）】</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成8年度 延長（償却率 20/100） 地区要件の追加 平成10年度 延長（償却率 18/100） ランプウェイ構造追加 平成12年度 延長（償却率 16/100） 平成14年度 延長（償却率 12/100） 規模要件の引き上げ 平成16年度 延長（償却率 10/100） 輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成17年度 延長（償却率 10/100） 要件の見直し 平成18年度 延長（償却率 10/100） 平成19年度 延長（償却率 10/100） 平成21年度 延長（償却率 10/100） 平成23年度 延長（償却率 10/100） 要件の追加 平成25年度 延長（償却率 10/100） 災害要件の追加 平成27年度 延長（償却率 10/100） 規模要件の引き上げ 平成28年度 延長（償却率 10/100） 要件の見直し 平成30年度 延長（償却率 10/100） 令和2年度 延長（償却率 10/100） 令和4年度 延長（償却率 8/100） 要件の見直し</p>	

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省 国土政策局 特別地域振興官)

項目名	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長及び奄美群島の振興開発に係る所要の措置											
税目	所得税、法人税、登録免許税、印紙税											
要望の内容	<p>【制度の概要】 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）は政策金融として高い公共性を有する業務を実施していることから、所得税・法人税・登録免許税・印紙税については非課税となっている。</p> <p>【要望の内容】 奄美基金に係る所得税・法人税・登録免許税・印紙税の非課税措置について5年間（令和11年3月31日まで）延長する。 その他、奄美群島振興開発特別措置法の法期限の延長・改正を見据え、奄美群島の振興開発に係る所要の措置を講じる。</p> <p>（関係条文） 所得税：所得税法第11条第1項 法人税：法人税法第4条第2項 登録免許税：登録免許税法第4条第1項、第2項 印紙税：印紙税法第5条第1項第2号</p> <table border="1" data-bbox="874 913 1484 1075"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 戦後米軍統治下におかれ、昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。その不利性を抱えた奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を行うため、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところである。その諸施策の一つとして、奄美群島振興開発特別措置法第四章に基づき、奄美基金による金融措置等の特別措置等が講じられている。</p> <p>(2) 施策の必要性 奄美基金は、奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活及び福祉の向上に資するため、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的に、奄美群島振興開発特別措置法に基づく特別の措置として設立されている。上記の目的のため、奄美群島の中小規模の事業者等を対象に民間金融機関からの融資に対する保証、小口の事業資金の貸付け等を行っている。それら業務は、政策金融として高い公共性を有する業務として実施していることから、奄美基金に対する税制上の特例措置を講じ、奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与することは必要不可欠である。</p> <p>その他、奄美群島が抱える特殊事情を踏まえ、奄美群島の振興開発に係る所要の措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 107 離島等の総人口 ②奄美群島の総人口
		政策の達成目標	奄美群島内の令和 10 年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 令和 10 年度末 99 千人以上（令和 4 年度末現在 102,829 人） ※上記の達成目標は、令和 10 年度までの暫定目標値。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	目標値 奄美群島の総人口 令和 10 年度 99 千人以上（令和 4 年度末現在 102,829 人） ※上記の達成目標は、令和 10 年度までの暫定目標値。
	有効性	政策目標の達成状況	奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、令和 4 年度末時点の総人口は 102,829 人となっている。
		要望の措置の適用見込み	過去 4 か年（令和元年度～4 年度）の業務実績等から推計すると、年平均で 2.5 百万円の適用が見込まれる。
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与している。
		当該要望項目以外の税制上の措置	奄美基金に係る非課税措置（法人住民税（法人税割）・事業税） 法人住民税（法人税割）・事業税は、公共法人（法人税法別表第一）として（法人税の非課税に伴う）非課税措置の適用となる。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、奄美基金の高い公共性等に鑑み非課税措置とされているものであり、本要望は適正と考えられる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>下表の値の一部は、奄美基金を普通法人と仮定した場合に生じる課税を試算したものの。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align: center;">2,829 (3,418)</td> <td style="text-align: center;">2,705 (3,418)</td> <td style="text-align: center;">2,462 (3,418)</td> <td style="text-align: center;">2,224 (3,418)</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td style="text-align: center;">2,820 (3,406)</td> <td style="text-align: center;">2,700 (3,406)</td> <td style="text-align: center;">2,415 (3,406)</td> <td style="text-align: center;">2,208 (3,406)</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td style="text-align: center;">0 (0)</td> <td style="text-align: center;">0 (0)</td> <td style="text-align: center;">0 (0)</td> <td style="text-align: center;">0 (0)</td> </tr> <tr> <td>印紙税</td> <td style="text-align: center;">9 (12)</td> <td style="text-align: center;">5 (12)</td> <td style="text-align: center;">5 (12)</td> <td style="text-align: center;">16 (12)</td> </tr> <tr> <td>登録免許税</td> <td style="text-align: center;">0 (0)</td> <td style="text-align: center;">0 (0)</td> <td style="text-align: center;">42 (0)</td> <td style="text-align: center;">0 (0)</td> </tr> </tbody> </table>					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計額	2,829 (3,418)	2,705 (3,418)	2,462 (3,418)	2,224 (3,418)	所得税	2,820 (3,406)	2,700 (3,406)	2,415 (3,406)	2,208 (3,406)	法人税	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	印紙税	9 (12)	5 (12)	5 (12)	16 (12)	登録免許税	0 (0)	0 (0)	42 (0)	0 (0)
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																													
		合計額	2,829 (3,418)	2,705 (3,418)	2,462 (3,418)	2,224 (3,418)																													
		所得税	2,820 (3,406)	2,700 (3,406)	2,415 (3,406)	2,208 (3,406)																													
		法人税	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																													
		印紙税	9 (12)	5 (12)	5 (12)	16 (12)																													
登録免許税	0 (0)	0 (0)	42 (0)	0 (0)																															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																		
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	奄美基金の財務経営基盤の強化に寄与している。																																		
前回要望時の達成目標	奄美群島の総人口 令和5年度末 103,558人以上																																		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、令和5年度末の目標値を令和4年度実績(令和4年度末102,829人)で下回っている。																																		
これまでの要望経緯	(昭和30年 奄美群島復興信用保証協会を設立、 昭和34年 奄美群島復興信用基金に改組、 昭和39年 奄美群島復興信用基金に改称、 昭和49年 奄美群島復興開発基金に改称) 平成16年 独立行政法人奄美群島復興開発基金の設立 平成21年 適用期限の5年延長 平成26年 適用期限の5年延長 令和元年 適用期限の5年延長																																		

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 国土政策局 特別地域振興官）

項 目 名	小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例措置の適用期限の5年間（令和11年3月31日まで）延長[小笠原諸島振興開発特別措置法第41条] ・ 特例措置の内容 ① 長期譲渡所得の特別控除額 [租税特別措置法第31条第1項] 「長期譲渡所得の金額」⇒「長期譲渡所得の金額から1,500万円を控除した金額」 ② 短期譲渡所得の特別控除額 [租税特別措置法第32条第1項] 「短期譲渡所得の金額」⇒「短期譲渡所得の金額から1,500万円を控除した金額」 ③ 山林所得の金額に係る残額 [所得税法第32条第3項] 「総収入金額から必要経費を控除した残額」⇒「当該残額に相当する金額から1,500万円を控除した金額」 ④ 譲渡所得の金額に係る譲渡益 [所得税法第33条第3項] 「譲渡益」⇒「当該譲渡益に相当する金額から1,500万円を控除した金額」		
		平年度の減収見込額	
	(制度自体の減収額)	(- 一百万円)
	(改正増減収額)	(- 一百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

小笠原諸島は、戦後 23 年間米軍の統治下に置かれ、その間、昭和 19 年に強制疎開させられた住民は、一部欧米系住民を除き帰島が許されないまま、昭和 43 年の日本復帰を迎えた。

その後、小笠原諸島復興特別措置法（現、小笠原諸島振興開発特別措置法。以下「特別措置法」という。）の下、生活基盤、産業基盤等の基盤整備や産業振興施策等を推進することにより、旧島民の帰島において相応の成果を上げてきたが、片道 24 時間を要し、6 日に 1 便の定期船しかないという条件や経年による旧島民の内地での生活基盤の定着等により、帰島が進みにくい状況に至っている。

このような状況に鑑み、振興開発施策を引き続き推進するとともに、本特例措置を継続することにより、旧島民の帰島の促進を図り、小笠原諸島の人口定着を図る。

(2) 施策の必要性

小笠原諸島においては昭和 19 年の国による強制疎開から昭和 43 年の本土復帰までの約 24 年間、ほとんどの旧島民が帰島できず、いわば居住の自由が制限された状況にあったことから、特別措置法に基づき旧島民の帰島の促進を図ってきた。このような歴史を持つのは、日本では小笠原だけである。それ故、本土復帰以降、国は特別措置法の目的の 1 つに「旧島民の帰島促進」を掲げ、帰島を希望する旧島民への支援を、国の責務として行ってきた。旧島民は、昭和 43 年の返還以降昭和 50 年までに 656 名が帰島し、一定の成果を上げており、現在も帰島を希望する旧島民が存在する以上、国には引き続き帰島支援を推進する責務がある。

旧島民の帰島が進まない状況にあるのは、前述のとおり、経年による旧島民の内地での生活基盤の定着や交通アクセスの不安に加え、旧島民の高齢化や医療の問題、取り巻く家族状況、小笠原の生活基盤・産業基盤の本土との格差やそれに対する不安など種々考えられるが、今後のさらなる小笠原諸島の社会基盤の改善等に伴い帰島しやすい条件が整うことにより、旧島民の帰島は今後も見込まれる。

また、帰島の際の財政負担の軽減は、帰島後の生活支援に繋がるとともに、帰島そのものの促進に直結する要因である。

以上のように、太平洋戦争中の強制疎開、終戦後 23 年間も住民が帰島できなかったという歴史的経緯に鑑み、本税制措置により、小笠原諸島の旧島民の帰島における負担の軽減を図ることで旧島民の帰島を支援し、小笠原諸島の人口定着を図る上で、課税特例措置は必要不可欠である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 107 離島等の総人口③小笠原村の総人口
		政策の達成目標	小笠原諸島内の令和 10 年度末の人口を目標値とする。 目標値 小笠原諸島の総人口 令和 10 年度末 3,000 人以上 (令和 4 年度年度末現在 2,497 人) ※上記の達成目標は、次回政策目標設定までの暫定値。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	目標値 小笠原諸島の総人口 令和 10 年度 3,000 人以上 ※上記の達成目標は、令和 10 年度までの暫定目標値。
		政策目標の達成状況	人口 2,497 人、うち旧島民の帰島者数 328 人 (令和 4 年度末現在) 令和元年度から令和 4 年度までの旧島民等の新たな帰島者は 20 人
	有効性	要望の措置の適用見込み	旧島民の数は減少傾向にあるが、新たな帰島者は年間 5～10 人程度で推移している。 今後も同程度の新たな帰島者数があるものと見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	太平洋戦争中の国による強制疎開、終戦後 23 年間も帰島できず、いわば居住の自由を制限された状況にあったという歴史的経緯等から、旧島民が小笠原へ帰島する際の支援は必要である。 本特例措置は、帰島を契機とする資産の譲渡につき、特別控除を認めるものであり、旧島民の帰島に伴う財政負担の軽減に寄与するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 帰島に伴う不動産取得税の課税の特例の延長（地方税） ・ 小笠原諸島における特別土地保有税の非課税措置の延長（地方税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 小笠原諸島振興開発関係（ソフト事業・ハード事業）令和 6 年度予算概算要求額 1,250 百万円 ・ 小笠原諸島振興開発事業費補助金を活用した生活再建資金貸付事業（東京都）の推進
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、東京都及び小笠原村による道路等の社会基盤の整備、旧島民が小笠原諸島での生活を開始する際の受入体制の整備並びに東京都が行う小笠原諸島における生活再建のための資金貸付への補助金であり、本特例措置とは役割を異にするものであり、双方の措置があいまって旧島民の帰島を支援している。

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>太平洋戦争中の国による強制疎開、終戦後 23 年間も帰島できず、いわば居住の自由を制限された状況にあったという歴史的経緯等から、旧島民が小笠原へ帰島する際の支援は必要である。</p> <p>本特例措置の対象は、永住の目的をもって帰島する旧島民に限定されていることから、必要最小限の措置といえる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>令和元年度から令和4年度まで適用なし</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>適用実績はないが、現在においても、帰島を希望する旧島民は存在しており、本特例措置は、旧島民の帰島に伴う財政負担の軽減に寄与するものである。今後の帰島条件の整備等を契機として、適用事例の発生が見込まれ、将来的に目標の達成に貢献することが見込まれる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>小笠原村の令和5年度末総人口を目標値とする。 令和5年度末総人口 3,000人以上</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和元年度から令和4年度までの4年間の帰島者数は20人であったが、令和4年度末総人口は2,497人であり、令和5年度末の目標値を下回っている。</p> <p>原因としては、経年による旧島民の内地での生活基盤の定着や交通アクセスの不安に加え、旧島民の高齢化や医療の問題、取り巻く家族状況、小笠原の生活基盤・産業基盤の本土との格差やそれに対する不安、新型コロナウイルス感染症の影響等により、旧島民の帰島者が減少傾向にあるためだと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和44年度 創設 昭和49年度 適用期限の5年延長 昭和54年度 適用期限の5年延長 昭和59年度 適用期限の5年延長 平成元年度 適用期限の5年延長 平成6年度 適用期限の5年延長 平成11年度 適用期限の5年延長 平成16年度 適用期限の5年延長 平成21年度 適用期限の5年延長 平成26年度 適用期限の5年延長 令和元年度 適用期限の5年延長</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）

項目名	工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長																																																	
税目	印紙税																																																	
要望の内容	<p>【制度の概要】 令和4年4月1日から令和6年3月31日までに作成される工事請負契約書及び不動産譲渡契約書については、下表の通り印紙税軽減の特例措置が適用される。</p>																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">契約金額</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">本則</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">現行の特例措置 (軽減率)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">不動産の譲渡 に関する契約書</th> <th style="text-align: center;">建設工事の請負 に関する契約書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10万円超 50万円以下</td> <td style="text-align: center;">100万円超 200万円以下</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">200円 (50%減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円超 100万円以下</td> <td style="text-align: center;">200万円超 300万円以下</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">500円 (50%減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円超 500万円以下</td> <td style="text-align: center;">300万円超 500万円以下</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円 (50%減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500万円超</td> <td style="text-align: center;">1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">1万円</td> <td style="text-align: center;">5,000円 (50%減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000万円超</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">2万円</td> <td style="text-align: center;">1万円 (50%減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000万円超</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> <td style="text-align: center;">3万円 (50%減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1億円超</td> <td style="text-align: center;">5億円以下</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">6万円 (40%減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5億円超</td> <td style="text-align: center;">10億円以下</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> <td style="text-align: center;">16万円 (20%減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10億円超</td> <td style="text-align: center;">50億円以下</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> <td style="text-align: center;">32万円 (20%減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50億円超</td> <td></td> <td style="text-align: center;">60万円</td> <td style="text-align: center;">48万円 (20%減)</td> </tr> </tbody> </table>				契約金額		本則	現行の特例措置 (軽減率)	不動産の譲渡 に関する契約書	建設工事の請負 に関する契約書	10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円 (50%減)	50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円 (50%減)	100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円 (50%減)	500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円 (50%減)	1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円 (50%減)	5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円 (50%減)	1億円超	5億円以下	10万円	6万円 (40%減)	5億円超	10億円以下	20万円	16万円 (20%減)	10億円超	50億円以下	40万円	32万円 (20%減)	50億円超		60万円	48万円 (20%減)
	契約金額		本則	現行の特例措置 (軽減率)																																														
	不動産の譲渡 に関する契約書	建設工事の請負 に関する契約書																																																
	10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円 (50%減)																																														
	50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円 (50%減)																																														
	100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円 (50%減)																																														
	500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円 (50%減)																																														
	1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円 (50%減)																																														
	5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円 (50%減)																																														
	1億円超	5億円以下	10万円	6万円 (40%減)																																														
	5億円超	10億円以下	20万円	16万円 (20%減)																																														
10億円超	50億円以下	40万円	32万円 (20%減)																																															
50億円超		60万円	48万円 (20%減)																																															
<p>【要望の内容】 本特例措置の適用期間を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p>																																																		
<p>【関係条文】 印紙税法別表第1 租税特別措置法第91条第2項～第4項</p>																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">—百万円 (▲27,000百万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(—百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—百万円 (▲27,000百万円)	(改正増減収額)	(—百万円)																																													
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	—百万円 (▲27,000百万円)																																																	
(改正増減収額)	(—百万円)																																																	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

高額な負担となっている建設工事請負及び不動産譲渡に係る印紙税についての消費者負担を軽減し、建設工事や不動産流通のコストを抑制することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る。

(2) 施策の必要性

① 建設投資の促進、不動産取引の活性化

・ 建設投資市場の現状

建設投資市場は、これまで長期にわたり縮小してきており、近年はやや持ち直しが見られるものの、令和4年度では、建設投資額がピーク時（平成4年度：84兆円）から20%減の67兆円となっている。

また、令和3年における建設業の売上高経常利益率は前年の5.2%から0.1%減少に転じており、また製造業の8.3%と比べて3.2ポイント低い状況にある。さらに、令和4年の倒産件数の割合は、全産業の19%を占めている。このように、建設産業は、他の産業と比べて経営環境が厳しい状況にあるといえる。

建設産業は、各地域における経済活動や雇用の1割を占める基幹産業であるとともに、除雪、災害対応等の地域の維持も担っていることから、各地域の活性化や雇用の促進、さらには地域の安全・安心の強化という観点から、建設投資の促進等による持続可能な建設産業の実現が重要な政策課題となっている。

・ 不動産市場の現状

不動産取引は高額な取引であることから、不動産市況は、経済情勢等の影響を受けやすく、新型コロナウイルス感染症等の影響による落ち込みから、令和3年度には一定程度の回復が見られたものの、建築資材価格の高騰等の影響により、令和4年度には、住宅着工戸数が前年度比で1.4%の減少に転じる等、未だ陰りが見られる。

不動産業の国内総生産は約65.6兆円で全体の約12.1%を占めており、また、国民資産に占める不動産額が約2,900兆円、不動産の割合が約24.4%であること等からすれば、不動産市場は我が国の経済活動において大きな役割を果たしている。このため、我が国が更なる経済成長を目指すためには、不動産取引を促進し、不動産市場の活性化を図ることが重要である。

以上のような状況を踏まえ、建設投資の促進や不動産取引の活性化を推し進め、景気の回復と経済成長の実現を確実なものとし、あわせて持続可能な建設産業の実現を図る必要がある。

② 建設投資の促進、不動産取引の活性化を図るための建設工事や不動産流通のコスト抑制

建設工事請負や不動産取引では、

- ・ 重層的な下請契約関係の中で行われる建設工事において多段階にわたって課される印紙税
- ・ 不動産譲渡契約書に課される印紙税

といった印紙税負担が、課税企業からエンドユーザーである消費者（例：戸建住宅や分譲マンションを購入する個人、工場建設の施主となる中小企業など）に転嫁されている。

		<p>さらに、建設工事請負や不動産取引では、その対象物の性質上、一件当たりの取引額が高額となることから、結果として税負担も高額となる。 こうしたことから、消費者にとって高額な負担となっている建設工事請負及び不動産譲渡に係る印紙税の負担軽減、すなわち建設工事や不動産流通のコストの抑制を図ることにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化につなげていくことが必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>① 工事請負契約書に係る印紙税 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 32 建設市場の整備を推進する</p> <p>① 不動産譲渡契約書に係る印紙税 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>建設工事・不動産譲渡に係る消費者負担の軽減により、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る。</p> <p>① 工事請負契約書に係る印紙税 民間建設投資の回復 令和7年度 46.1兆円</p> <p>② 不動産譲渡契約書に係る印紙税 不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示す指定流通機構（レインズ）における売却物件の成約報告件数 令和7年度 204千件</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>① 工事請負契約書に係る印紙税 民間建設投資の回復 令和7年度 46.1兆円</p> <p>② 不動産譲渡契約書に係る印紙税 指定流通機構（レインズ）における売却物件の成約報告件数 令和7年度 204千件</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>取引頻度の高い工事請負契約や不動産譲渡契約において本特例措置による負担軽減がなされたことにより、建設投資・不動産取引の円滑化及び不動産流通コストの抑制が一定程度図られた。引き続き本特例措置の継続が必要である。</p> <p>工事請負契約 民間建設投資の回復 令和4年度 44.4兆円（見通し）</p> <p>不動産譲渡契約 指定流通機構（レインズ）における売却物件の成約報告件数 令和4年度 174千件</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度～令和7年度の各年度適用見込み件数 工事請負契約数 1,460,419 件 不動産譲渡契約数 312,825 件													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	工事請負契約数は約151万件、不動産譲渡契約数も約32万件(令和4年度国土交通省調べ)となっており、これら膨大な契約数について、印紙税の特例措置が適用されている。 本特例措置は、建設業者、宅地建物取引業者のみならず、最終的には、消費者等に係る不動産流通コスト等の負担軽減に寄与しており、活発な建設投資・不動産取引が行われうる環境の整備に効果があるといえる。													
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—													
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—													
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—													
	要望の措置の妥当性	工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税が高額であることを踏まえれば、活発な建設投資・不動産取引が行われ得る環境の整備を図るためには、取引等に係るコストを低減するための特例措置の延長が的確かつ必要なものである													
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	(単位：(減収額)百万円、(適用件数)件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額</th> <th>適用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>31,000 (33,000)</td> <td>2,011,648 (2,257,883)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>27,000 (33,000)</td> <td>1,765,157 (2,257,883)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>28,000 (27,000)</td> <td>1,838,920 (1,752,080)</td> </tr> </tbody> </table> 【出典】「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」より ※前回要望時の減収額及び適用件数については、括弧内の通りである。 ※適用件数については減収額より推計。		年度	減収額	適用件数	令和2年度	31,000 (33,000)	2,011,648 (2,257,883)	令和3年度	27,000 (33,000)	1,765,157 (2,257,883)	令和4年度	28,000 (27,000)	1,838,920 (1,752,080)
	年度	減収額	適用件数												
令和2年度	31,000 (33,000)	2,011,648 (2,257,883)													
令和3年度	27,000 (33,000)	1,765,157 (2,257,883)													
令和4年度	28,000 (27,000)	1,838,920 (1,752,080)													
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—														

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>印紙税の特例措置は、不動産流通コスト等の負担軽減に寄与することにより不動産取引を活発化させ、建設・不動産投資を押し上げる効果があるといえる。 政策目標である民間建設投資の回復については、令和4年度は44.4兆円と目標は達成されておらず、引き続き本特例措置が必要である。また、指定流通機構（レインズ）における売却物件の成約報告件数についても、令和4年度は174千件と目標は達成されておらず、こちらについても引き続き本特例措置が必要である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>建設工事における書面契約の促進を図るとともに、不動産譲渡に係る消費者負担の軽減により、建設投資・不動産取引の活性化を図る。 ① 工事請負契約書に係る印紙税 民間建設投資の回復 令和5年度 43.0兆円 ② 不動産譲渡契約書に係る印紙税 指定流通機構（レインズ）における売却物件の成約報告件数 令和5年度 197件</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>工事請負契約書に係る目標について、印紙税の特例措置による不動産流通コスト等の負担が軽減されたことにより、令和4年度の民間建設投資は44.4兆円と回復基調にある。 不動産譲渡契約書に係る目標については、指定流通機構（レインズ）における令和4年度の売却物件の成約報告件数が174千件と減少しており、令和5年度197千件の目標には未だ達していない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成9年度税制改正 創設 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 2年間延長 平成15年度税制改正 2年間延長 平成17年度税制改正 2年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 2年間延長 平成25年度税制改正 5年間延長と平成26年度から適用する特例措置の拡充 平成30年度税制改正 2年間延長 令和2年度税制改正 2年間延長 令和4年度税制改正 2年間延長</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）

項目名	まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特別措置の創設		
税目	所得税、法人税、登録免許税、印紙税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 都市の緑地の量・質の確保のため、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区（以下「特別緑地保全地区等」という。）において、国土交通大臣が指定する公益団体（以下「国指定法人」という。）が地方公共団体に代わって緑地の買入れ等を行い、長期割賦契約に基づき地方公共団体に緑地を譲渡する制度の創設等を行い、地方公共団体が行う緑地保全への支援強化を図る法改正を予定しているところ。国指定法人が行う業務の円滑化に対する支援強化を図る観点から、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>【要望の内容】 <土地の所有者> 国指定法人に対して土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から2,000万円を特別控除 【所得税、法人税】 <国指定法人> 国指定法人の行う業務に関する緑地の買入れに関する非課税措置 【登録免許税、印紙税】</p> <p>【関係条文】 （所得税）租税特別措置法第34条2項第3号 （法人税）租税特別措置法第65条の3第1項第3号</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲14百万円 （ ー百万円） （ ー百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

地方公共団体における緑地の確保を促進することで、気候変動対策、生物多様性の確保、都市の住民の Well-being 向上を図る。

(2) 施策の必要性

気候変動対策の緊急性や、30by30 など生物多様性保全に関する国際的取組の必要性が高まる中、これらに資する緑地の量・質の確保に向けた取組を強化する必要が生じている。

緑地の確保の手法として、厳しい財政制約の下でインフラの老朽化等に対応しなければならない現状を踏まえれば、公共用地として緑地を確保する都市公園の整備等に加え、厳しい開発制限のもとで、民有地としての保全を可能とする特別緑地保全地区等の活用を推進する必要がある。

※ 特別緑地保全地区は、UNFCCC（国連気候変動枠組条約事務局）へ毎年報告している「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」の中で温室効果ガスの吸収源として計上され、「生物多様性国家戦略（令和5年閣議決定）」において30by30目標達成のための保護地域として位置づけられている。

特別緑地保全地区等については、厳しい規制に対する補償として、地方公共団体は土地所有者からの申出に対応し土地の買入れを行う必要があるが、相続等により突発的に生じることから単年度での予算の確保が難しく、買入れ申出から買入れまでの期間が長期化している。また、土地所有者が買入れの申出を行う緑地は、長期にわたり適切な管理がなされていないことが多く、地方公共団体の多くは、荒れた緑地の整備や保全に係る技術的なノウハウを有していないため、それらの土地の買入れや管理が地方公共団体にとって負担となり、特緑等の指定の足かせとなっている。これらの課題から、近年、地方公共団体による特別緑地保全地区等の指定件数の増加は著しく鈍化している。

なお、地方公共団体以外の買入れ主体として、緑地保全・緑化推進法人があるが、地方公共団体と同じく、予算や知識・人員面での不足から、当該法人による買入れ実績はないところ。

※特別緑地保全地区等の指定件数

・平成17年以降：平均19件

（特別緑地保全地区の相続税の8割評価減が示された財産評価通達（H16）以降）

・R1～R3年：平均7件

こうした状況の下、国際的・国家的必要性の高まりを受け、国として緑地保全を強力に推進する必要があることから、今般、国による都市の緑地確保の基本方針の作成や、地方公共団体への支援強化等を内容とする法改正を検討している。

特別緑地保全地区等についても、量・質を確保する観点から、国指定法人が、地方公共団体に代わって特別緑地保全地区等の緑地を買入れ、緑地の質の向上に係る整備を行い、地方公共団体に長期割賦契約で譲渡する制度の創設を検討しているところ。これにあわせて、当該法人の業務の公益性に照らし、買入れ資金確保のための予算を措置するとともに、土地の買入れ及び整備に必要な一時的な土地の保有に関連する税制特例を措置することにより、買入れの円滑な実施や予算の効率的な活用を促進することが可能となる。加えて、現在、都市計画事業又は土地区画整理事業に用途が限定されている都市計画税について、地方公共団体が行う特別緑地保全地区等の緑地の買入れ、緑地の質の

		向上に係る整備への充当を可能とすることにより、国・地方公共団体が一体となって緑地保全に取り組む体制を構築することで、特別緑地保全地区等の指定件数の増加や、これまで指定まで至らなかった地方公共団体の取組促進につながり、上記政策目的の達成に大きく寄与するものである。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 国指定法人制度を都市緑地法上に位置付ける改正法案を、R6通常国会に提出予定。</p> <p>②政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p>
		政策の達成目標	特別緑地保全地区等の新規指定件数：年間19件 ※今般の改正法案で新たに創設する国の基本方針の中に位置付けることを予定。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久（令和6年4月1日～）
		同上の期間中の達成目標	特別緑地保全地区等の新規指定件数：年間19件
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	1年当たり2件（買入れ1件あたり2億円程度と想定）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本要望が措置されることにより、特別緑地保全地区等の土地の所有者が国指定法人に対して土地を譲渡するインセンティブが生まれるとともに、国指定法人が行う買入れ及び緑地の整備に係る業務の円滑化が図られ、結果として適切な管理ができていなかった特別緑地保全地区等の質の向上が図られる。また、地方公共団体の特別緑地保全地区等の買入れ及び緑地の整備に関する業務を一時的に国指定法人が担うことで、当該業務に関する地方公共団体の負担が軽減され、当該緑地の質の向上することに伴って地域住民が緑地の価値を享受することが可能となることから、特別緑地保全地区の指定に対する行政内部や市民の理解の増進が図られ、新たな地区指定の促進につながる。特別緑地保全地区等の新規指定が進み、制度の創設意義が果たされることとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）の創設を要望。	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>緑地保全支援事業（令和6年度予算概算要求額：26.8億円）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置により、国指定法人が行う特別緑地保全地区等の買入れに係る資金を確保するとともに、国指定法人が地方公共団体に土地を譲渡する際に、地方公共団体への財政支援を行う。また、税制上の措置により、国指定法人による土地の買入れ業務及び指定法人の一時的な土地の保有及び整備に係る業務の円滑化を図る。これらの措置を一体的に講ずることにより、土地所有者から国指定法人への土地の譲渡から、国指定法人による適切な緑地の整備、当該土地の地方公共団体への譲渡までの一連の取組の円滑化につながる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国指定法人は、本来地方公共団体が、義務的に行う特別緑地保全地区等の買入れ及び、緑地の整備について、地方公共団体に代わって執行するもの（国指定法人による緑地の買入れ後に地方公共団体へ緑地を譲渡することを改正法案に規定することを検討）であり、登録免許税・印紙税について地方公共団体並びの税制上の措置をすることが妥当である。</p> <p>また、所得税・法人税について、地方公共団体による買入れに係る特例と同等の措置を行わなければ、土地所有者が国指定法人に緑地を譲渡する際の大きな障害となり、国指定法人制度の実効性が担保されないことが懸念される。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要望経緯	—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 都市局 市街地整備課）

項 目 名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 民間事業者が施行する土地区画整理事業として行われる一定の宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円を控除する。</p> <p>【要望の内容】 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の適用期限を3年間（令和8年12月31日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 （所得税）租税特別措置法第34条の2第2項第3号 （法人税）租税特別措置法第65条の4第1項第3号</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲100百万円の内数） （ — 百万円）

(1) 政策目的

我が国の都市構造を、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生を誘発する。

(2) 施策の必要性

土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地において公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図ることで健全な市街地を造成する、まちづくりの根幹をなす事業である。土地区画整理事業を施行する際には、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地を造成するために必要な道路や公園等の公共施設及び宅地に関する計画を適正に定めることが義務づけられている。

市街地の宅地整備については、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月閣議決定）において、「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、（略）どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」を図ることが基本的な施策として掲げられており、また、「国土利用計画（全国計画）」（令和5年7月閣議決定）においては、「工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の状況等を踏まえ、（略）必要な用地の確保を図る」としているなど、良好な環境を備えた住宅地整備及び工業用地整備が政府全体の方針として求められており、基盤整備の重要な手法の一つである土地区画整理事業は政策実現に必要な不可欠なものである。

こうした状況において、これまでは地方自治体等の公共主体が施行する土地区画整理事業が住宅地及び工業用地を供給してきたが、近年においては財政や体制等の課題から施行件数は減少傾向にある。このような流れをうけ、地方自治体が民間事業者の土地区画整理事業を有効に活用することで、良好な宅地の供給を図る事例が出てきている。

これらの民間事業者が行う土地区画整理事業であっても、

- ・都市計画との整合性やその設立の認可等、行政が密接に関与するものであること
- ・宅地の所有者及び借地権者それぞれ3分の1以下の反対権利者がいた場合においても、要件を満たし事業の認可がなされた施行者は、換地処分や建物移転等の財産権の制限を伴う事業施行上の強い権能が与えられ、事業目的である公共の福祉の増進を実現しなければならないものであること
- ・本特例措置が対象とする土地区画整理事業の施行区域面積は、5haを上回る大規模な事業であることを要件としており、それに即した規模の優良な公共施設整備が行われること

から、公共主体が行う事業と同様に、市町村におけるまちづくりにおいて極めて重要な役割を果たし、高い公共性を有する。

しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた宅地整備を行う大規模な土地区画整理事業は、多数の権利者との合意形成に時間を要すると共に規模が大きいため事業期間が長く、事業のコスト、リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。

このような公的主体が行う事業と同様に公共性の高い優良な土地区画整理事業に対して、公的主体が土地を取得する場合に準ずる税制上の特例措置を講じ、民間事業者による用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化等を通じて、事業のコストやリスクの軽減を図り、良好な住宅地整備や工業用地整備を促進する必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	都市再生誘発量 平成 28 年度末 0ha → 令和 8 年度末 27,300ha ※都市再生誘発量 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計を計上。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	都市再生誘発量 令和 8 年 12 月 31 日までの間に、他の施策と合わせ、26,618ha を整備する。 ※都市再生誘発量の達成目標は令和 8 年度 27,300ha であることから、平成 29 年度から令和 8 年度までに毎年度一定面積の整備が行われるものと仮定すると、目標達成にあたっては 2,730ha/年の整備が必要となることから、平成 29 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 9 年 9 か月に換算すれば約 26,618ha の整備が行われている必要があると考えられたため。
		政策目標の達成状況	都市再生誘発量 令和 4 年度末時点 17,233ha
有効性	要望の措置の適用見込み	要望の措置の適用見込み	本特例措置の延長要望期間中、34 件/年（平成 27 年度～令和 4 年度の平均適用件数）程度の適用が見込まれる。 ※国土交通省都市局市街地整備課にて実施した地方公共団体への税制特例適用実績等調査によれば、同期間中において計 391 件（130 件/年）の適用が見込まれている。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	優良な住宅地整備及び工業用地整備を促進するためには、土地等の権利者が、優良かつ大規模な宅地を造成しようとする民間事業者等に対して、土地等を譲渡するインセンティブを与えることで、合意形成の長期化等による事業リスク及びコストを軽減し事業を円滑に推進すると共に事業に必要な一定規模の土地確保が行える環境を整えることが効果的である。そのため本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。 また、以下のとおり、政策目標の達成に寄与することが見込まれる。 (都市再生誘発) 平成 29 年度から令和 4 年度までに増加した都市再生誘発量 17,233ha のうち、本特例措置によって 50.2ha の土地区画整理事業が誘発され整備が完了していることから、本特例措置により土地区画整理事業の促進を図ることにより、延長要望期間中においても同程度の効果が見込まれる。

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（個人住民税・法人住民税・事業税）																						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金 （令和6年度予算概算要求額 6,563 億円の内数）																						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業費などに対する国庫補助等は土地区画整理事業の施行者に対して行うものであり、本特例措置の支援対象（従前の権利者）とは明確な区別がなされている。																						
	要望の措置の妥当性	土地等の権利者に優良な宅地造成事業のために土地を譲渡するインセンティブを与えることによって、合意形成を円滑化し、土地区画整理事業に要する期間の短縮を図るものであることから、本特例措置は的確かつ必要最低限の措置である。																						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【法人税・所得税】</p> <p>（単位：（適用件数）件、（適用額・減収額）百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">適用件数</th> <th rowspan="2">適用額</th> <th rowspan="2">減収額</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0 (24)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (360)</td> <td>0 (54)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>101 (24)</td> <td>1 (0)</td> <td>1,530 (360)</td> <td>231 (54)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>0 (24)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (360)</td> <td>0 (54)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内に前回要望時（令和3年度時点）の適用件数・適用額・減収額の見込みを記載</p> <p>【出所】 適用件数：地方公共団体への税制特例適用実績等調査（国土交通省都市局市街地整備課にて実施） 適用額・減収額：国土交通省都市局市街地整備課による推計</p>	年度	適用件数		適用額	減収額	個人	法人	令和2年度	0 (24)	0 (0)	0 (360)	0 (54)	令和3年度	101 (24)	1 (0)	1,530 (360)	231 (54)	令和4年度	0 (24)	0 (0)	0 (360)	0 (54)
	年度	適用件数		適用額	減収額																			
個人		法人																						
令和2年度	0 (24)	0 (0)	0 (360)	0 (54)																				
令和3年度	101 (24)	1 (0)	1,530 (360)	231 (54)																				
令和4年度	0 (24)	0 (0)	0 (360)	0 (54)																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>【法人税】</p> <p>① 租税特別措置法の条項 65の4、68の75</p> <p>② 適用件数 （単体法人） 令和元年度：65件の内数 令和2年度：61件の内数 令和3年度：50件の内数 （連結法人） 令和元年度：3件の内数 令和2年度：1件の内数 令和3年度：2件の内数</p> <p>③ 適用総額 （単体法人） 令和元年度：664百万円の内数 令和2年度：479百万円の内数 令和3年度：455百万円の内数 （連結法人） 令和元年度：27百万円の内数 令和2年度：2百万円の内数 令和3年度：19百万円の内数</p>																							

	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>都市再生誘発量のうち、本特例措置によって50.2ha(平成29年度～令和4年度)の土地区画整理事業が施行され、優良な宅地の供給に対して相応の効果を上げている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>都市再生誘発量 令和2年度から令和5年度の間、他の施策と合わせ、11,306haを整備する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、令和2年度から令和4年度の間、他の施策と合わせ、9,327haが整備されているところであり、引き続き本特例措置等により土地区画整理事業の施行を促進することが必要である。なお、目標期間中において毎年度一定面積の整備が行われるものと仮定すると、目標達成にあたっては2,827ha/年の整備が必要となることから、令和2年度から令和4年度までの3年間に換算すれば8,481haの整備が行われている必要があると考えられるが、令和4年度末時点においては8,481haを上回る9,327haの整備が行われているものである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成6年 創設 平成8年 延長 平成10年 延長 平成13年 延長 平成16年 延長 平成19年 延長 平成21年 延長 平成24年 縮減・延長 平成27年 延長 平成30年 延長 令和3年 縮減・延長</p>

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省 都市局 都市計画課)

項目名	低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置の延長											
税目	登録免許税											
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 市町村が、地域内に散在する低未利用土地などの利用意向を捉えて、関係地権者等の合意を得ながら、計画を策定し、必要な利用権の設定等を促進する制度。</p> <p>【要望の概要】 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき、市町村が作成する低未利用土地権利設定等促進計画に基づく土地・建物の取得等に係る以下の登録免許税の特例措置について、適用期限を 2 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上権等の設定登記等（本則 1 %→0.5 %） ・ 所有権の移転登記（本則 2 %→1 %） <p>【関係条文】 租税特別措置法第 83 条の 2 租税特別措置法施行規則第 31 条の 4 の 2</p> <table border="1" data-bbox="890 909 1487 1070"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 居住や都市機能の集積を図るべき区域において、低未利用土地の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、都市機能の維持増進等を図り、もって人口減少社会においても持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けては、平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により、計画と税財政上のインセンティブを組み合わせた誘導手法によって居住や都市機能の集約を図る立地適正化計画制度を創設し、その取組を促進している。しかしながら、多くの都市では、空き地等が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行し、居住や都市機能の誘導を図るべき区域においても、エリア価値の低下、生活環境の悪化、施設の種地確保の阻害等の問題を生じさせ、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となっている。</p> <p>このような観点から、都市のスポンジ化として生じている低未利用土地の利用促進が積極的に図られるべき区域（都市機能誘導区域等）においては、低未利用土地の地権者等と利用希望者等とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成可能な制度（低未利用土地利用権利設定等促進計画）を平成 30 年に創設した。当該施策を引き続き推進するため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 参考指標 117 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数
		政策の達成目標	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数について、令和6年度末までに評価対象都市の2/3とする。 ※コンパクトシティ形成に係る政策の達成目標については、来年度にて目標期限を迎えるが、今後も継続的に検討を進め、R6年度中に新たな指標を位置づける予定。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を増加させる。
		政策目標の達成状況	令和4年4月時点では、66.1%※の都市が増加しているところであるが、引き続き、目標達成に向け、コンパクトシティの形成に向けた取組を推進することが必要。 ※立地適正化計画を作成・公表した都市で、居住誘導区域を設定した380都市のうち、全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加しているのは251都市（R4.4時点）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度：4件 令和7年度：4件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、低未利用土地利用権設定等促進計画の策定・当該計画に基づく土地の取得が促進されることで、都市機能誘導区域等における低未利用土地の利用促進が進み、居住環境の向上、都市機能の維持増進等が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した低未利用土地に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	コンパクトシティ形成支援事業（令和6年度予算概算要求額6億円） 都市構造再編集集中支援事業（令和6年度予算概算要求額790億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、誘導施設の整備促進等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるコンパクトなまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本特例措置は、都市機能誘導区域等における低未利用土地に係る取引をインセンティブにより促進しようとするものである。

		要望の措置の妥当性	本特例措置は、低未利用土地権利設定等促進計画に基づく取引についてインセンティブを与えることにより低未利用土地の利用促進を図ろうとするものであり、必要な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成2年度：0件（3件） 令和3年度：0件（4件） 令和4年度：0件（4件） 括弧内の数値は前回要望時の適用件数見込み	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成30年7月に計画制度を創設し現時点では本特例措置の適用実績はないが、低未利用土地利用権設定等促進計画の策定及び事業の実施を目指し、市町村において立地適正化計画に低未利用土地等利用指針を記載※し、地元への働きかけや低未利用土地の所有者の確知等が図られるなど、土地利用の在り方の検討が促進される効果があった。 ※137自治体において記載済み（R5.5）	
	前回要望時の達成目標	全人口に占める立地適正化計画に定められた居住誘導区域内に居住する人口の割合が増加している市町村数を増加させる。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和4年4月時点では、66.1%※の都市が増加しているところであるが、引き続き、目標達成に向け、コンパクトシティの形成に向けた取組を推進することが必要。 ※立地適正化計画を作成・公表した都市で、居住誘導区域を設定した380都市のうち、全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加しているのは251都市（R4.4時点）	
これまでの要望経緯	平成30年度 創設 令和2年度 適用期限の2年延長 令和4年度 適用期限の2年延長		

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（国土交通省 道路局 高速道路課）

項目名	民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 民間事業者による民間施設直結スマートインターチェンジ（以下「民間施設直結スマート IC」という。）の整備に当たり必要となる土地の所有権移転登記（※）に係る登録免許税についての特例措置。 ※ 民間施設直結スマート IC は、民間事業者が土地の取得を含めた整備を自ら行った上で、地方公共団体に無償譲渡をするものであり、地方公共団体が整備する場合とは異なり、民間事業者は当該土地取得時の所有権移転登記に係る登録免許税を納付する必要がある。</p> <p>【要望の内容】 民間事業者が民間施設直結スマート IC の用に供する土地を取得した場合において、民間事業者に課される登録免許税（本則1000分の20）の免税措置を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 ○租税特別措置法第84条の2の2 ○租税特別措置法施行規則第31条の7の2</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（	- 百万円）
	（改正増減収額）	（	- 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>社会の生産性を向上させ、持続的な経済成長や国際競争力の強化を図るため、高速道路をより効率的・効果的に活用していくことが重要。</p> <p>このため、高速道路ネットワークの整備を進めるとともに、高速道路の近傍に位置する大規模な物流拠点や工業団地、商業施設等と高速道路のアクセス向上のため、スマート IC の整備を進める必要。</p> <p>平成 29 年度に、民間事業者の発意と負担により整備可能な民間施設直結スマート IC 制度を創設。</p> <p>民間施設直結スマート IC は、民間施設だけでなく周辺の一般道路への通行も可能となることから、周辺一般道路に立地する大規模な物流拠点、工業団地、商業施設等と高速道路のアクセス向上が図られ、これにより、物流生産性の向上や、IC 周辺における物流拠点等のさらなる立地促進・雇用創出、観光振興等による地域経済の活性化等の整備効果が期待される。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>物流生産性の向上や地域経済の活性化等のためには、高速道路の近傍に位置する大規模な物流拠点や工業団地、商業施設等と高速道路のアクセス向上を図る必要があることも踏まえ、これまで、平地部での平均 IC 間隔が 5km となるようスマート IC の整備を進めてきたところ（実績：令和 4 年度末時点 5.4km）。</p> <p>これまで、民間施設直結スマート IC については 2 件事業化され、IC に接続する商業施設や周辺施設の利用者が 1.6 倍に増える等、地域経済の活性化にも寄与したが、平均 IC 間隔の目標達成に向けて新たに平地部で 62 箇所の IC 設置が必要であり、引き続き民間事業者によるスマート IC の整備を促進する必要がある。</p> <p>民間施設直結スマート IC の整備に当たっては、地方公共団体が整備する場合と異なり、民間事業者が取得し IC を整備した上で地方公共団体に無償譲渡する土地について、民間事業者に登録免許税が課せられることになるため、登録免許税を免税することで事業者の負担を軽減し、スマート IC の整備を促進することが求められる。そのため、引き続き民間事業者の整備投資促進に資する税制特例の延長が必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2019（R1.6.21 閣議決定） 第 3 章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 （2）主要分野ごとの改革の取組 ② 社会資本整備 （人口減少時代に対応した制度等の抜本見直し） 高速道路で取組が始まった民間の発意と負担による高速道路と民間施設を直結するインターチェンジの整備など公共インフラ整備における民間資金の更なる活用、さらには、リース手法等を通じた民間資金・ノウハウの活用と官の資産保有コストの軽減を図るための方策の検討等を進める。 ・「総合物流施策大綱（2021 年度～2025 年度）」 （R3.6.15 閣議決定） Ⅲ. 今後取り組むべき施策 3. 強靱性と持続可能性を確保した物流ネットワークの構築 （強くてしなやかな物流の実現） （1）感染症や大規模災害等有事においても機能する、強靱で持続可能な物流ネットワークの構築 ③物流拠点と既存インフラとのアクセス強化や物流拠点の防災対策 鉄道駅や港湾等の物流拠点と高速道路等の既存の物流ネットワークとの連結性を充実させるため、スマート IC やアクセス道路の整備を推進するとともに、ニーズに応じたコンテナターミナルのゲートオープン時間の延長について検討する。

		<p><国土交通省政策評価体系における位置付け> 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する</p>
	政策の達成目標	<p>物流の効率化、地域活性化、利便性向上等を促進するため、平地部での平均 IC 間隔が5km となるようスマート IC の整備を推進する。（「高速道路における安全・安心基本計画」(R1.9.10)</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	令和7年度までに平均 IC 間隔を約 5.3km（平地部）となるよう民間施設直結をはじめとしたスマート IC を9件整備する。
	政策目標の達成状況	令和4年度末時点における平均 IC 間隔は、約 5.4km（平地部）となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	4件（令和6年度～令和7年度）
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、スマート IC 整備後に地方公共団体に無償譲渡することとなる土地に係る民間事業者の税負担を軽減することは、民間事業者の IC 整備投資誘因に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>民間事業者に対する民間施設直結スマート IC 整備に係る費用の無利子貸付制度（民間事業者が負担する直結路の整備費用のうち、地方公共団体の貸付額の1/2以内を無利子貸付） 令和6年度予算概算要求額 25,000千円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>民間施設直結スマート IC 整備を行う区域は道路区域が設定された道路であり、さらに整備後に地方公共団体に無償で譲渡され、一般道路として地方公共団体に管理されるものであり、民間事業者が整備するとしても公共性に資するため、費用の一部を貸付ける予算措置を行っている。 税制上の特例措置と一体的に措置することにより、政策目標の達成に向け寄与するものである。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、物流生産性の向上、地域経済の活性化（物流拠点等のさらなる立地促進・雇用創出等）等に資する民間施設直結スマート IC の整備の促進を図るものであることから、政策目的実現のための措置として妥当である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)			
		年度	適用件数	適用額	減収額
		令和元年度	1 (2)	0.062 (500)	0.001 (10)
		令和2年度	0 (2)	0 (800)	0 (16)
		令和3年度	0 (2)	0 (800)	0 (16)
		令和4年度	0 (1)	0 (1,000)	0 (20)
		<p>【出典】：道路局から各民間事業者へ確認した結果によるもの。 ※前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のとおりである。</p> <p>(前回要望との乖離の理由) 前回延長要望時に見込んでいた4箇所については、民間事業者側との調整や昨今のコロナ禍の影響を踏まえて検討見直しを行った箇所が2箇所、民間事業者や地方公共団体、高速道路会社、金融機関の調整や構造の検討などに時間を要している箇所が2箇所となっており、特例措置の適用に至っていない。</p>			
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—				
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置により、スマート IC 整備後に地方公共団体に無償譲渡することとなる土地に係る民間事業者の税負担を軽減することは、民間事業者の IC 整備投資促進に資するものである。				
前回要望時の達成目標	令和5年度までに平均 IC 間隔を約 5.4km (平地部) となるようスマート IC を 10 件整備する。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	R4 年度末時点の平均 IC 間隔 (平地) は約 5.4km であり、目標を達成している。				
これまでの要望経緯	平成 30 年度 令和 2 年度 令和 4 年度	創設 延長 延長			

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課）

項目名	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長		
税目	所得税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 個人が、所有期間が10年を超える居住用財産（居住期間10年以上であるものに限る。）を譲渡し、譲渡年の前年及び譲渡年に自己居住用財産を取得した場合における譲渡所得の課税について、譲渡資産の譲渡による収入金額が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買換え資産の取得価額以下である場合は、譲渡資産の譲渡がなかったものとし、 ・買換え資産の取得価額を超える場合は、譲渡資産のうちその超える金額に相当するものについて譲渡があったものとして、長期譲渡所得の課税の特例を適用する。 <p>【要望の内容】 本特例措置の適用期限を2年間（令和7年12月31日まで）延長</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第36条の2、第36条の5 租税特別措置法施行令第24条の2、第24条の4 租税特別措置法施行規則第18条の4</p>		
内容		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 多様なライフステージに応じた円滑な住替えを支援し、居住水準の向上、良質な住宅ストックの形成を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 良質な住宅ストックの形成を図るとともに、多様なライフスタイル、ライフステージに応じた住まいを選択できる環境を整備することは、住宅政策上重要な課題である。例えば、子供の人数に応じた子育て世帯の広い住宅への住替えや、高齢者世帯の耐震性・バリアフリー性能など必要な機能を備えた住宅への住替えなど、多様な住宅ニーズが存在し、豊かな住生活の実現のためには、当該ニーズに応じた円滑な住替えを促進することが重要である。</p> <p>一方で、住宅の買換えにあたって旧住宅の売却時に譲渡益が生じ、当該譲渡益への譲渡所得課税が発生することがあり、この課税負担が買換えの障害となるおそれがある。特に従前住宅の所有期間の長い高齢者層に譲渡益及びその課税負担が発生することが多い一方、これらの層は新しいローンを組みにくい。従前住宅の売却金等により新たな住宅を購入せざるを得ないこれらの層にとっては、売却時の課税負担が買換えの障害となるため、こうした障害を減少させることにより、ライフステージの変化に応じた円滑な住替えを支援することが必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 ・安全な住宅・住宅地の形成 ・高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 ・ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」 ・「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」 ・「住宅の改修による耐風性等の向上、耐震改修・建替え等による住宅・市街地の耐震性の向上」 ・「エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」 <p>（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模

			<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）（抄） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速 （グリーントランスフォーメーション（GX）） 徹底した省エネルギーの推進に向け、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる中小企業向けの省エネ補助金や、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進するとともに、産業の非化石エネルギー転換に集中的に取り組む。</p> <p><国土交通省政策評価体系上の位置付け> 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績指標 11 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合</p>
	政策の達成目標		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 おおむね解消（令和12年） ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和12年） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12年）
	租税特別措置の適用又は延長期間		2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）
	同上の期間中の達成目標		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 おおむね解消（令和12年） ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 21.7%（令和7年） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 13兆円（令和7年）
	政策目標の達成状況		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30年） ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）

	有効性	要望の措置の適用見込み	246件（令和2年と令和3年の平均より）														
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	住宅の買換えにあたって、譲渡益の発生による課税負担が買換えの障害となる場合があり、特に高齢者は新しいローンを組みにくい状況にあり、手持ちの資金と従前住宅の売却金により購入せざるを得ず、この課税負担が買換えの大きな阻害要因となっている。本特例措置はこうした障害を減少させることにより、ライフステージに応じた円滑な住替えを支援する手段として有効である。														
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（個人住民税）（地方税法附則第34条）														
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—														
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—														
		要望の措置の妥当性	住み替える国民一人一人が個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の負担の軽減や公平な支援の実現の観点から優れている。														
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>308件</td> <td>1,408百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>265件 (324件)</td> <td>1,114百万円 (1,362百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>227件 (324件)</td> <td>954百万円 (1,362百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前々回要望時の適用見込み件数及び減収見込み額は括弧内のとおりである。 ※減収額については、過去の要望時の減収見込み額の算出にあたって用いた適用見込み件数を適用件数の実績値に置き換えて再計算することにより推計したもの。</p>				適用件数	減収額	令和元年	308件	1,408百万円	令和2年	265件 (324件)	1,114百万円 (1,362百万円)	令和3年	227件 (324件)	954百万円 (1,362百万円)
			適用件数	減収額													
		令和元年	308件	1,408百万円													
令和2年	265件 (324件)	1,114百万円 (1,362百万円)															
令和3年	227件 (324件)	954百万円 (1,362百万円)															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	居住水準の向上を図るためには、住替えを支援することが重要であるが、住宅の買換えに伴う税負担の大きさが住替えを行うか否かの重要な判断要素となることから、本特例措置は住替えの促進に大きく貢献し、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成に寄与している。																

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 おおむね解消（令和 12 年） ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和 12 年） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14 兆円（令和 12 年）
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、住生活基本計画に基づき、引き続き良質な住宅ストックの形成を目指す。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和 57 年度 創設 昭和 63 年度 縮減 平成 5、6、10、13 年度 拡充 平成 16、19、22 年度 延長 平成 24、26 年度 延長・縮減 平成 28 年度 延長 平成 30 年度 延長・縮減 令和 2 年度 延長 令和 4 年度 延長・縮減</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課）

項 目 名	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の延長	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 個人が居住用財産の譲渡損失の金額を有する場合に、買換資産に係る住宅借入金等を有する等の一定の要件の下で、その譲渡損失の発生した年の翌年以後の3年内の各年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上、その譲渡損失に相当する金額を控除する。</p> <p>【要望の内容】 本特例措置の適用期限を2年間（令和7年12月31日まで）延長 また、納税者の利便性向上を図る観点から、納税環境整備に係る所要の措置を講じること。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第41条の5 租税特別措置法施行令第26条の7 租税特別措置法施行規則第18条の25</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	（制度自体の減収額）	（ ▲2,000 百万円）
	（改正増減収額）	（ — 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 多様なライフステージに応じた円滑な住替えを支援し、居住水準の向上、良質な住宅ストックの形成を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 良質な住宅ストックの形成を図るとともに、多様なライフスタイル、ライフステージに応じた住まいを選択できる環境を整備することは、住宅政策上重要な課題である。例えば、子供の人数に応じた子育て世帯の広い住宅への住替えや、高齢者世帯の耐震性・バリアフリー性能など必要な機能を備えた住宅への住替えなど、多様な住宅ニーズが存在し、豊かな住生活の実現のためには、当該ニーズに応じた円滑な住替えを促進することが重要である。</p> <p>一方で、住宅の買換えにあたっては、含み損を抱える世帯は譲渡損失が発生することがその障害となっている。特に、地価高騰期に住宅を取得した者においては、多額の含み損を抱えていることが多くなっている。ライフステージ等に応じた住まいを選択できる環境を整備し、円滑な住替えを促進する観点から、譲渡損の発生という買換えに伴う障害を可能な限り最小化することが必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 ・高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 ・ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」 ・「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」 ・「エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」 <p>（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 <p><国土交通省政策評価体系上の位置付け></p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模</p>

		<p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>業績指標 11 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和12年） ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12年）
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 21.7%（令和7年） ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 13兆円（令和7年）
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年） ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）
有効性	要望の措置の適用見込み	4,372件（令和2年と令和3年の平均より）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	買換えを行う者に対しては、住替えの障害となっている譲渡損失の問題への対応が必要であり、本特例措置は、自助努力を促しながら効果的に支援を行い、住替えの促進による居住水準の向上を図る上で、有効な税制である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例措置（個人住民税） （地方税法附則第4条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>住み替える国民一人一人が個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の負担の軽減や公平な支援の実現の観点から優れている。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>4,971件</td> <td>30億円</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>4,585件 (6,884件)</td> <td>30億円</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>4,160件 (6,884件)</td> <td>20億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前々回要望時の適用見込み件数は括弧内のおりである。 ※減収額は、財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」（令和元年度～3年度）による。</p>		適用件数	減収額	令和元年	4,971件	30億円	令和2年	4,585件 (6,884件)	30億円	令和3年	4,160件 (6,884件)	20億円	
		適用件数	減収額											
	令和元年	4,971件	30億円											
	令和2年	4,585件 (6,884件)	30億円											
	令和3年	4,160件 (6,884件)	20億円											
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>													
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>居住水準の向上を図るためには、住替えを支援することが重要であるが、住宅の買換えに伴う税負担の大きさが住替えを行うか否かの重要な判断要素となることから、本特例措置は住替えの促進に大きく貢献し、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成に寄与している。</p>													
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和12年） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12年） 													
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、住生活基本計画に基づき、引き続き良質な住宅ストックの形成を目指す。</p>													
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 創設 平成11年度 拡充 平成13年度 延長 平成16年度 拡充 平成19、22、24、26、28、30年度 延長 令和2、4年度 延長</p>													

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課）

項目名	特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の延長		
税目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 個人が、所有期間が5年を超える居住用財産を譲渡した場合において譲渡損失が発生したときは、一定の要件の下で、当該譲渡資産に係る住宅ローン残高から譲渡価額を控除した額を限度として、その年の他の所得との損益通算及び翌年以後3年以内の各年分の総所得金額等からの繰越控除を認める。</p> <p>【要望の内容】 本特例措置の適用期限を2年間（令和7年12月31日まで）延長</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第41条の5の2 租税特別措置法施行令第26条の7の2 租税特別措置法施行規則第18条の26</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 住宅を売却して賃貸住宅等に住み替えようとする者にとって、売却する住宅の住宅ローンを返済しきれないことが住替えの支障とならないようにするため、持家の買換えを行うか否かにかかわらず、譲渡損失の繰越控除を認めることにより、ライフステージ等に応じた円滑な住替えを支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 良質な住宅ストックの形成を図るとともに、多様なライフスタイル、ライフステージに応じた住まいを選択できる環境を整備することは、住宅政策上重要な課題である。例えば、子供の人数に応じた子育て世帯の広い住宅への住替えや、高齢者世帯の耐震性・バリアフリー性能など必要な機能を備えた住宅への住替えなど、多様な住宅ニーズが存在し、豊かな住生活の実現のためには、当該ニーズに応じた円滑な住替えを促進することが重要である。</p> <p>一方で、住宅ローンが残る居住用財産を売却し、譲渡の対価をローンの返済に充てた上で、住替えを余儀なくされる者（リストラや事業の失敗により所得が減った者等）も存在し、その住替えを支援することは、その者の生活再建の観点からも重要であり、当該措置が必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 ・高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 ・住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保 ・ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」 ・「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」 <p>（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 <p><国土交通省政策評価体系上の位置付け></p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模</p>

	政策の達成目標	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12年）												
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）												
	同上の期間中の達成目標	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 13兆円（令和7年）												
	政策目標の達成状況	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）												
有効性	要望の措置の適用見込み	338件（令和2年と令和3年の平均より）												
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	住替えにあたっては、含み損を抱える世帯は譲渡損失が発生することがその障害となっている。本特例措置は損益通算と繰越控除により4年間にわたって税負担を軽減し、住替えを余儀なくされる者の居住水準の急激な低下を緩和することにより、ライフステージに応じた円滑な住替えを支援する手段として有効である。												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の特例措置（個人住民税） （地方税法附則第4条の2）												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	住み替える国民一人一人が個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の負担の軽減や公平な支援の実現の観点から優れている。												
置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>375件</td> <td>193百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>336件 (567件)</td> <td>233百万円 (393百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>341件 (567件)</td> <td>236百万円 (393百万円)</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	減収額	令和元年	375件	193百万円	令和2年	336件 (567件)	233百万円 (393百万円)	令和3年	341件 (567件)	236百万円 (393百万円)
			適用件数	減収額										
令和元年	375件	193百万円												
令和2年	336件 (567件)	233百万円 (393百万円)												
令和3年	341件 (567件)	236百万円 (393百万円)												
<p>※前々回要望時の適用見込み件数は括弧内のおりである。 ※減収額については、過去の要望時の減収見込み額の算出にあたって用いた適用見込み件数を適用件数の実績値に置き換えて再計算することにより推計したもの。</p>														

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>ライフステージ等に応じた賃貸住宅等への住替えを支援するためには、買換えの有無を問わず譲渡損失の問題に対応することが必要であり、本特例措置は、ローン返済困難者等に対し自助努力を促しながら幅広く効果的に支援を行う施策として、大きく貢献している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円(令和12年)</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、住生活基本計画に基づき、引き続き良質な住宅ストックの形成を目指す。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成16年度 創設 平成19、22、24、26、28、30年度 延長 令和2、4年度 延長</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課）

項目名	住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長							
税目	登録免許税							
要望の内容	<p>【制度の概要】 住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記についての登録免許税の税率を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権の保存登記 本則 0.4%→軽減税率 0.15% ・所有権の移転登記 本則 2.0%→軽減税率 0.3% ・抵当権の設定登記 本則 0.4%→軽減税率 0.1% <p>【要望の内容】 本特例措置の適用期限を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第72条の2、第73条、第75条 租税特別措置法施行令第41条、第42条、第42条の2の3 租税特別措置法施行規則第25条、第25条の2、第27条</p>							
容		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">（▲60,000 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（▲60,000 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（▲60,000 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 新築住宅のみならず、既存住宅を含めた住宅取得の際の負担を軽減するとともに、良質な住宅ストックを形成し、その流通の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置は、昭和 27 年（既存住宅は昭和 54 年）の創設以来、住宅取得にかかる初期負担を軽減し、国民の持家取得の支援と居住水準の向上、既存住宅流通市場の活性化に寄与してきたところである。</p> <p>足元の住宅市場は、戸建住宅、マンションのいずれも、コロナ禍前と比べて価格上昇率が 2 桁を超えるなど住宅価格の高騰が続いているとともに、住宅ローン利用予定者の 6 割以上が希望する固定金利が大きくは変わらず上昇している一方、実質賃金は減少傾向にあり、住宅所要資金の年収倍率は年々上昇するなど、住宅取得環境は一段と厳しさを増している。</p> <p>このような状況を踏まえ、国民の持家取得の支援と居住水準の向上、既存住宅流通の促進により、住宅の質の向上を図るには、住宅取得の初期負担を軽減する本特例措置の延長が不可欠である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○住生活基本計画（全国計画）（令和 3 年 3 月閣議決定）（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 ・ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 ・安全な住宅・住宅地の形成 <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」 ・「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」 ・「住宅の改修による耐風性等の向上、耐震改修・建替え等による住宅・市街地の耐震性の向上」 <p>（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模

		<p><国土交通省政策評価体系上の位置付け></p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 35 ①住宅 ②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14 兆円（令和 12 年） ・ 耐震性の不足する住宅ストックをおおむね解消（令和 12 年）
	租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 13 兆円（令和 7 年） ・ 耐震性の不足する住宅ストックをおおむね解消（令和 12 年）
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年） ・ 住宅の耐震化率 約 87%（平成 30 年）
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>利用件数は、保存登記 32.4 万戸程度、移転登記 10.4 万戸程度、抵当権設定登記 48.9 万戸程度を見込んでいる。</p> <p>※ 上記は、法務省「登記統計」による過去 3 年間の平均値。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、新築住宅のみならず、既存住宅を含めた住宅取得の際の費用を軽減するものであり、良質な住宅ストックの形成、家計負担の軽減、住宅投資の促進、既存住宅流通市場の活性化に有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	適用件数が相当数に及ぶものであり、個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が国民、行政双方にとって負担の軽減の観点から優れている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>令和元年度 保存登記関係：333,402件 移転登記関係：106,962件 抵当権設定登記関係：494,423件</p> <p>令和2年度 保存登記関係：326,900件（32.0万戸程度） 移転登記関係：103,250件（9.9万戸程度） 抵当権設定登記関係：485,734件（45.4万戸程度）</p> <p>令和3年度 保存登記関係：313,030件（32.0万戸程度） 移転登記関係：103,082件（9.9万戸程度） 抵当権設定登記関係：474,415件（45.4万戸程度）</p> <p>出典：登記統計（法務省） ※前々回要望時の適用見込み件数は括弧内のとおりである。</p>
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は、新築住宅のみならず、既存住宅を含めた住宅取得の際の費用を軽減するものであり、良質な住宅ストックの形成、家計負担の軽減、住宅投資の促進、既存住宅流通市場の活性化に有効である。
		前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 おおむね解消（令和12） 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12）
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、住生活基本計画に基づき、引き続き良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通市場の活性化を図る。
	これまでの要望経緯	<p>昭和27年度 創設（所有権の保存登記）</p> <p>昭和30年度 創設（所有権の移転登記）</p> <p>昭和54年度 創設（抵当権の設定登記）</p> <p>平成5年度 延長及び床面積下限要件引上げ・築年数要件緩和</p> <p>平成7年度 延長及び床面積上限要件引上げ・築年数要件緩和</p> <p>平成9年度 延長及び軽減税率引下げ</p> <p>平成11年度 延長及び床面積上限要件撤廃・築年数要件緩和</p> <p>平成13年度 延長</p> <p>平成15年度 延長</p> <p>平成17年度 延長及び一定の中古住宅を対象に追加</p> <p>平成19年度 延長</p> <p>平成21年度 延長</p> <p>平成23年度 延長</p> <p>平成25年度 延長及び中古住宅の耐震性を証する書類に、既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類を追加</p>	

	平成27年度 平成29年度 令和2年度 令和4年度	延長 延長 延長 延長
--	------------------------------------	----------------------

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課、住宅企画官付、参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付、不動産・建設経済局不動産業課）

項目名	買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 個人が、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の住宅用家屋を取得する場合における当該住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を、1,000分の1（一般住宅1,000分の3、本則1,000分の20）に軽減する。</p> <p>【要望の内容】 現行の措置の適用期限を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法74条の3 租税特別措置法施行令42条の2の2 租税特別措置法施行規則26条の3</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）
	（改正増減収額）	（ -	百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 住生活基本計画等を踏まえ、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 今後も増加が見込まれる空き家の利活用を図り、その発生を抑制するため、また、若年・子育て世帯、高齢者世帯などが各々にふさわしい住まいを適切な負担で確保できるようにするためにも、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化は喫緊の課題である。しかしながら、我が国における既存住宅の流通シェアやリフォーム投資額は欧米諸国に比べて小さいものに留まっている。</p> <p>令和3年3月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」においては、既存住宅流通・リフォーム市場の規模を令和12年までに14兆円に拡大することが目標とされている。</p> <p>買取再販は、ノウハウを有する宅地建物取引業者が効率的・効果的にリフォームを行い既存住宅の「質」の向上を図った後に、消費者へ販売する事業形態であり、消費者が既存住宅に対して有する「質」への不安感を解消するものであることから、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に大きな役割を担うものと期待されている。</p> <p>このため、平成26年4月に登録免許税の特例措置の創設、平成28年4月、平成30年4月、令和2年4月及び令和4年4月に同措置の延長が講じられたところである。また、不動産取得税についても、平成27年4月に買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の創設、平成29年4月に同措置の延長、平成30年4月に一定の場合における特例措置の対象の敷地部分への拡充が講じられ、平成31年4月、令和3年4月及び令和5年4月に同措置の延長が認められたところである。</p> <p>引き続き、既存住宅の取得に係る消費者の不安感・負担感を軽減し、より多くの選択肢から良質な既存住宅を購入できる環境を整備することにより、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化につなげるため、当該措置の延長が必要である。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p style="text-align: center;">政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（抄） 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 （1）ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 （基本的な施策） ○基礎的な性能や優良な性能が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みの改善（安心R住宅、長期優良住宅）を行って購入物件の安心感を高める ○これらの性能が確保された既存住宅、紛争処理等の体制が確保された住宅、履歴等の整備された既存住宅等を重視して、既存住宅取得を推進 ○既存住宅に関する瑕疵保険の充実や紛争処理体制の拡充等により、購入後の安心感を高めるための環境整備を推進 ○健全なリースバックの普及、リバースモーゲージや残価設定ローン等の多様な金融手法の活用を進め、住宅の資産価値の合理化・明確化を推進 （2）長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化 ○耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新</p> <p>2. 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）（抄） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速 （グリーントランスフォーメーション（GX）） 徹底した省エネルギーの推進に向け、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる中小企業向けの省エネ補助金や、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進するとともに、産業の非化石エネルギー転換に集中的に取り組む。</p> <p>第4章 中長期の経済財政運営 3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備 空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、改正法等により、空き家の発生抑制や利活用、適切な管理、除却等の総合的な取組を進める。基本方針等に基づき、地籍調査や法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を進めるとともに、空き家対策と所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。また、マンションの長寿命化と再生の円滑化を推進する。</p> <p><政策評価体系上の位置づけ> 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 業績指標6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模</p>
		<p style="text-align: center;">政策の達成目標</p>	<p>既存住宅流通・リフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ※住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	既存住宅流通・リフォームの市場規模 13兆円（令和7年）
		政策目標の達成状況	既存住宅流通・リフォームの市場規模 12兆円（平成30年） 当該指標は住宅土地統計調査（調査頻度は5年に1度）を用いて算出されるため、現時点では目標の達成度を把握することは困難であるが、引き続き、既存住宅の取得に係る消費者の不安感及び負担を軽減し、より多くの選択肢から良質な既存住宅を購入できる環境を整備することにより、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化につなげる。
有効性	要望の措置の適用見込み	1,931件（令和6年度） 2,209件（令和7年度）	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	買取再販は、既存住宅の流通の阻害要因である質への不安を払拭し、消費者に一定の安心感を与えるものであり、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化に大きな役割を果たす事業形態である。本特例措置により買取再販に係る負担を軽減することで、買取再販が促進され、消費者がより多くの選択肢から良質な既存住宅をより低価格で購入できるようになるため、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化に有効である。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置 （平成27年度創設、令和5年度2年間適用期限延長） 買取再販で扱われる住宅等に係る不動産取得税（事業者の取得にかかるもの）について、築年月日に応じ一定額を減額	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	①買取再販に係る予算措置 ○ 住宅金融支援機構の住宅融資保険事業による買取再販事業における資金融通の円滑化支援 （住宅金融支援機構に措置された既存出資金より対応） ②既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化に係る予算措置 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業 （令和6年度概算要求額424.17億円の内数） ○ 住宅ストック維持・向上促進事業 （令和6年度概算要求額7.07億円）	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	住宅の耐震・省エネ・バリアフリー改修、住宅の長寿命化等に資するリフォームへの支援を行うことで、質の高い既存住宅ストックの形成を促すとともに、住宅の現況を把握するためのインспекションの活用促進や良質な住宅ストックが市場において適正に評価されるような仕組みの開発・普及等への支援を通じて、既存住宅流通の活性化を促進するもの。 一方で、本特例措置は、買取再販における消費者の負担を軽減することで、買取再販を促進するとともに、あわせて既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化を促進することを目的としている。	

		要望の措置の妥当性	本特例措置は、既存住宅の質の向上と消費者の質への不安を取り除くために効果的な流通形態である買取再販における消費者の税負担の軽減をすることにより、既存住宅ストックの質の向上と流通の促進を図るものであり、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化を図るための措置として妥当である。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>(単位：(適用件数) 件、(適用額、減収額) 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>879</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,058 (953)</td> <td>14 (9)</td> <td>28 (17)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,085 (1,343)</td> <td>15 (12)</td> <td>30 (24)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】：「登記統計」(法務省) ※前回要望時の適用件数、適用額及び減収額の見込みについては、括弧内のおりである。なお、適用額及び減収額については、今回要望における課税標準価額算出方法に基づき今般再度算出を行ったもの。</p>	年度	適用件数	適用額	減収額	令和元年度	879	8	16	令和2年度	1,058 (953)	14 (9)	28 (17)	令和3年度	1,085 (1,343)	15 (12)	30 (24)
	年度	適用件数	適用額	減収額															
	令和元年度	879	8	16															
	令和2年度	1,058 (953)	14 (9)	28 (17)															
	令和3年度	1,085 (1,343)	15 (12)	30 (24)															
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	「既存住宅流通の市場規模・リフォームの市場規模」については、平成25年時点の11兆円から平成30兆円の12兆円と数値が改善しており、平成26年度に創設された本特例措置をはじめとした関連施策が、目標達成に向けて貢献しているものと考えられる。 ※平成25年の「既存住宅流通・リフォームの市場規模」は住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定)における成果指標「既存住宅流通の市場規模」「リフォームの市場規模」の合算値を流用。																	
	前回要望時の達成目標	既存住宅流通・リフォームの市場規模 12兆円(平成30年)→14兆円(令和12年) ※住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)																	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>目標期間が現時点で満了しておらず、かつ当該指標は住宅土地統計調査(調査頻度は5年に1度)を用いて算出されるため、現時点では目標の達成度を把握することは困難であるが、住生活基本計画に基づき、引き続き既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を目指す。</p> <p>なお、買取再販物件の販売戸数の多い宅地建物取引業者上位50社の販売戸数(※)は本特例措置を創設した平成26年度の15,266戸から令和4年度の25,665戸となっており、約1.7倍に増加している。</p> <p>※リフォーム産業新聞社調べ</p>																	
	これまでの要望経緯	平成26年度 創設 平成28年度 延長 平成30年度 延長 令和2年度 延長																	

	令和4年度 延長
--	----------

令和 6 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当））

項 目 名	マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 <u><マンション建替事業></u> ○権利変換手続開始の登記の免税措置 【租税特別措置法第 76 条第 1 項第 1 号】 ○建替組合が売渡し請求又は買取り請求により取得する施行マンションの区分 所有権又は敷地利用権の取得の登記の免税措置 【租税特別措置法第 76 条第 1 項第 2 号】 ○権利変換後の土地に関する権利について必要な登記の免税措置 【租税特別措置法第 76 条第 1 項第 3 号】</p> <p><u><マンション敷地売却事業></u> ○マンション敷地売却組合が売渡し請求により取得する売却マンションの区分 所有権又は敷地利用権の取得の登記の免税措置 【租税特別措置法第 76 条第 2 項第 1 号】 ○分配金取得手続開始の登記の免税措置 【租税特別措置法第 76 条第 2 項第 2 号】 ○権利消滅期日後の売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な 登記の免税措置 【租税特別措置法第 76 条第 2 項第 3 号】</p> <p><u><敷地分割事業></u> ○敷地権利変換手続開始の登記の免税措置 【租税特別措置法第 76 条第 3 項第 1 号】 ○敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記の免税措置 【租税特別措置法第 76 条第 3 項第 2 号】</p> <p>【要望の内容】 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下 「マンション建替円滑化法」という。）に基づくマンション建替事業、マンシ ョン敷地売却事業及び敷地分割事業に適用される上記の税制上の特例措置につ いて、適用期限を 2 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長する。</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（	- 百万円）
	（改正増減収額）	（	- 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

今後の老朽化マンション等の急増に対応するため、マンション建替円滑化法に基づくマンション建替事業の権利変換手続、マンション敷地売却事業の分配金取得手続及び敷地分割事業の敷地権利変換手続等において必要となる登記に係る負担を軽減することで、老朽化マンション等のストックの解消を図り、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑化するとともに、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。

(2) 施策の必要性

現在のマンションストック総数は約 694 万戸であり、そのうち築 40 年以上を超えるマンションが約 125 万戸（いずれも令和 4 年末時点）存在し、今後も急増が見込まれるところ、マンションの建替え実績は累計で 282 件、約 2.3 万戸（令和 5 年 3 月末時点）にとどまっており、国民の生命保護の観点から、老朽化マンション等の再生が喫緊の課題となっている。

マンションの建替えについては、平成 14 年のマンション建替円滑化法の施行により、マンション建替組合の設立や権利変換手続による建替え手法等が位置付けられ、平成 26 年の同法改正により、耐震性が不足する要除却認定マンションを対象にしたマンション敷地売却制度及び容積率緩和制度が導入された。

これに加えて、令和 2 年の同法改正（令和 4 年 4 月全面施行）により、マンション敷地売却制度及び容積率緩和制度の対象となるマンションに、外壁等剥落により危害を生ずるおそれがあるもの等を追加するとともに、団地型マンションにおける敷地分割制度を創設するなど、老朽化マンション等のストックの解消を図っているところ。

今後急増が見込まれる老朽化マンション等のストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保するためには、マンション建替円滑化法に基づくマンション建替事業、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業の円滑化が喫緊の課題である。

他方、マンション建替円滑化法が採用した権利変換手続、分配金取得手続及び敷地権利変換手続については、権利変換手続開始等に係る登記が必要となる。本特例措置の対象である登記は、民法の原則に基づいて、全員合意で行う任意の建替え、敷地の売却、敷地の分割であるが、マンション建替円滑化法が区分所有権等の関係権利を再建マンションに円滑に移行させる等の観点から採用している権利変換手続等の実施に伴い必要となるものである。

一方で、通常、マンション建替円滑化法に基づく各事業の施行に際しては、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠であるところ、合意形成の最大の阻害要因は事業実施時における費用負担[※]の問題であるため、施行者等の費用負担を軽減する特例措置により資金面での支援を行うことで合意形成を円滑化する必要がある。

※通常、マンション建替事業及びマンション敷地売却事業は、余剰床等の売却代金による収入でようやく必要経費や新規住居の取得経費を捻出している資金繰りの厳しい事業である。さらに、近年における建築費水準の上昇等により事業採算性が低下していることから、事業に参加する区分所有者の平均負担額は増加傾向にあることが確認されている。

本特例措置は、このような登記に係る費用負担を軽減することでマンション建替事業、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業の円滑化を実現するものであることから、本特例措置の延長が必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）における位置付け</p> <p>目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p> <p>成果指標 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率</p> <p>目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p> <p>国土交通省政策評価体系上の位置付け</p> <p>政策目標 I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>政策目標 IV 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 35 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率</p>
		政策の達成目標	<p>「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）</p> <p>目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p> <p>成果指標 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30年度）→おおむね解消（令和12年度）</p> <p>国土交通省政策評価体系上の位置付け</p> <p>政策目標 IV 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 35 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 約87%（平成30年度）→耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年度）</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）</p> <p>目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p> <p>成果指標 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30年度）→おおむね解消（令和12年度）</p> <p>国土交通省政策評価体系上の位置付け</p> <p>政策目標 IV 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 35 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 約87%（平成30年度）→耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年度）</p>	

		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年度）</p>																											
		<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>今後の老朽化マンション等の急増に加え、改正マンション建替円滑化法が全面施行（令和 4 年 4 月）され、容積率緩和制度の対象拡大及び敷地分割制度の創設に伴い、マンション建替事業及びマンション敷地売却事業の着実な実施が見込まれる。</p> <p>現在、全国のマンションストック総数のうち、団地型マンションは戸数ベースで約 225 万戸とその約 3 割を占めていることから、今後既存の耐震性不足マンション等において敷地分割事業の施行実績が見込まれる。</p> <p>適用見込み（件数）</p> <p style="text-align: right;">（単位：登記件数）</p> <table border="1" data-bbox="568 674 1374 1368"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 76 条第 1 項第 1 号</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>第 76 条第 1 項第 2 号</td> <td>192</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>第 76 条第 1 項第 3 号</td> <td>1, 248</td> <td>1, 248</td> </tr> <tr> <td>第 76 条第 2 項第 1 号</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>第 76 条第 2 項第 2 号</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>第 76 条第 2 項第 3 号</td> <td>186</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>第 76 条第 3 項第 1 号</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第 76 条第 3 項第 2 号</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">国土交通省推計</p>		令和 6 年度	令和 7 年度	第 76 条第 1 項第 1 号	12	12	第 76 条第 1 項第 2 号	192	192	第 76 条第 1 項第 3 号	1, 248	1, 248	第 76 条第 2 項第 1 号	24	24	第 76 条第 2 項第 2 号	3	3	第 76 条第 2 項第 3 号	186	186	第 76 条第 3 項第 1 号	1	1	第 76 条第 3 項第 2 号	400	400
	令和 6 年度	令和 7 年度																												
第 76 条第 1 項第 1 号	12	12																												
第 76 条第 1 項第 2 号	192	192																												
第 76 条第 1 項第 3 号	1, 248	1, 248																												
第 76 条第 2 項第 1 号	24	24																												
第 76 条第 2 項第 2 号	3	3																												
第 76 条第 2 項第 3 号	186	186																												
第 76 条第 3 項第 1 号	1	1																												
第 76 条第 3 項第 2 号	400	400																												
		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>老朽化マンション等のマンション建替事業やマンション敷地売却事業の円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠であるところ、合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題である。さらに、近年のマンション建替事業等では、建築費水準の上昇等により事業採算性が低下していることから、特例措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>本特例措置は、個別に補助金の申請手続を求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p> <p>なお、老朽化マンション等のストックは今後急増することが見込まれており、現時点において本特例措置を廃止することは適切ではない。</p>																											

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>【国税】</p> <p>〔所得税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（租税特別措置法第31条の2第1項、第2項10号、第11号） ・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第33条の3第6項、第7項、第8項） ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（租税特別措置法第34条の2第2項第22号、第22号の2） ・移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入（所得税法第44条、同法施行令第93条） <p>〔法人税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地等の譲渡がある場合の特別税率（租税特別措置法第62条の3第4項第10号、第11号） ・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（租税特別措置法第65条第1項第6号、第68条の72第9項） ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（租税特別措置法第65条の4第1項第22号、第22号の2） ・内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税（マンション建替円滑化法第44条第1項、第139条第1項、第188条第1項、法人税法第7条） <p>【地方税】</p> <p>〔不動産取得税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション建替円滑化法における施行者又はマンション敷地売却組合が特定要除却認定マンション又はその敷地を取得する場合の不動産取得税の非課税（地方税法附則第10条第5項） <p>〔事業税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の事業税の非課税所得等の範囲（地方税法第72条の5第8号） ・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例【国税と連動】 ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除【国税と連動】 ・移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入【国税と連動】 <p>〔事業所税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所税の非課税の範囲（地方税法第701条の34第2項） <p>〔個人住民税・法人住民税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（地方税法附則第34条の2第1項、第4項）
--	-------------	-----------------	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有者が組合に土地等を買取られる場合の譲渡所得の特別控除【国税と連動】 ・組合の非収益事業所得等に対する非課税特例【国税と連動】 ・権利消滅期日に権利を失う者に対して支払われる補償金の総収入金額不算入の特例【国税と連動】 <p>[消費税・地方消費税]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体等に対する特例（マンション建替円滑化法第44条第2項、第139条第2項、第188条第2項、消費税法第60条第3項、第4項、第8項） 																																				
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>																																					
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>																																					
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>老朽化マンション等のマンション建替事業等の円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠であるところ、合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題である。さらに、近年のマンション建替事業等では、建築費水準の上昇等により事業採算性が低下していることから、特例措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>本特例措置は、個別に補助金の申請手続を求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p> <p>なお、老朽化マンション等のストックは今後急増することが見込まれており、現時点において本特例措置を廃止することは適切ではない。</p>																																				
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用実績（適用件数）</p> <p style="text-align: right;">（単位：登記件数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第76条第1項第1号</td> <td>12 (6)</td> <td>11 (6)</td> <td>5 (13)</td> </tr> <tr> <td>第76条第1項第2号</td> <td>172 (7)</td> <td>182 (7)</td> <td>65 (182)</td> </tr> <tr> <td>第76条第1項第3号</td> <td>1,154 (545)</td> <td>1,221 (545)</td> <td>434 (1,248)</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第1号</td> <td>28 (1)</td> <td>14 (6)</td> <td>8 (22)</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第2号</td> <td>4 (1)</td> <td>2 (1)</td> <td>1 (2)</td> </tr> <tr> <td>第76条第2項第3号</td> <td>236 (29)</td> <td>110 (44)</td> <td>62 (178)</td> </tr> <tr> <td>第76条第3項第1号</td> <td>注</td> <td>注</td> <td>0 (1)</td> </tr> <tr> <td>第76条第3項第2号</td> <td>注</td> <td>注</td> <td>0 (400)</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	第76条第1項第1号	12 (6)	11 (6)	5 (13)	第76条第1項第2号	172 (7)	182 (7)	65 (182)	第76条第1項第3号	1,154 (545)	1,221 (545)	434 (1,248)	第76条第2項第1号	28 (1)	14 (6)	8 (22)	第76条第2項第2号	4 (1)	2 (1)	1 (2)	第76条第2項第3号	236 (29)	110 (44)	62 (178)	第76条第3項第1号	注	注	0 (1)	第76条第3項第2号	注	注	0 (400)
		令和2年度	令和3年度	令和4年度																																		
第76条第1項第1号	12 (6)	11 (6)	5 (13)																																			
第76条第1項第2号	172 (7)	182 (7)	65 (182)																																			
第76条第1項第3号	1,154 (545)	1,221 (545)	434 (1,248)																																			
第76条第2項第1号	28 (1)	14 (6)	8 (22)																																			
第76条第2項第2号	4 (1)	2 (1)	1 (2)																																			
第76条第2項第3号	236 (29)	110 (44)	62 (178)																																			
第76条第3項第1号	注	注	0 (1)																																			
第76条第3項第2号	注	注	0 (400)																																			

※過去要望時の適用見込み件数は括弧内のとおりである。
注：令和4年4月施行のため実績無し。

適用実績（減収額）

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第76条第1項 第1号	46 (13)	73 (42)	21 (55)
第76条第1項 第2号	38 (1)	50 (20)	10 (26)
第76条第1項 第3号	335 (89)	448 (184)	91 (240)
第76条第2項 第1号	1 (0)	0 (1)	0 (8)
第76条第2項 第2号	3 (0)	1 (2)	1 (3)
第76条第2項 第3号	15 (2)	4 (7)	2 (34)
第76条第3項 第1号	注	注	0 (14)
第76条第3項 第2号	注	注	0 (68)

※過去要望時の減収見込み額は括弧内のとおりである。
注：令和4年4月施行のため実績無し。

【出典】国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンションの建替え事業等に係る施行状況調査結果（令和5年6月実施）に基づいて推計。

（前回要望との乖離の理由）

要望時における適用見込み件数及び減収額は、過去の事業実績の平均値等を参考に算出しているため、必ずしも実際の適用件数と減収額と一致しない。また、事業件数が少ない場合は、当該事業規模（住戸数・敷地面積等）に大きく影響を受けることから、前回要望との乖離が大きくなる傾向がある。

租特透明化
法に基づく
適用実態
調査結果

—

租税特別措
置の適用に
よる効果
(手段として
の有効性)

マンション建替円滑化法に基づくマンション建替事業及びマンション敷地売却事業は、着実に実施されている。
マンション建替事業等は、令和3年15件、令和4年9件の事業が完了している。

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定） 住宅の改修による耐震性等の向上、耐震改修・建替え等による住宅・市街地の耐震性の向上 ・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率：おおむね解消（令和12年度）</p> <p>住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定） 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ・マンションの建替え等の件数：約500件（令和7年度）</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、老朽化マンション等のストックの解消を図り、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等を円滑化するとともに、周辺の住環境や都市環境の向上を図ることが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p><マンション建替事業> 平成14年度 創設 平成15年度 拡充 平成16年度 延長 平成18年度 延長 平成20年度 延長 平成22年度 縮減 平成24年度 拡充 平成26年度 延長 平成28年度 延長 平成30年度 延長 令和2年度 延長 令和3年度 拡充 令和4年度 延長</p> <p><マンション敷地売却事業> 平成26年度 創設 平成28年度 延長 平成30年度 延長 令和2年度 延長 令和3年度 拡充 令和4年度 延長</p> <p><敷地分割事業> 令和3年度 創設</p>

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省鉄道局鉄道事業課）

項目名	鉄道事業再構築事業を実施したローカル鉄道の資産取得に係る税制の特例措置の創設		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 鉄道事業再構築事業において鉄道事業者が譲受した既存の鉄道事業の用に供する土地・家屋</p> <p>【要望の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・家屋の所有権の移転登記について税率軽減 （本則2%→特例0.8%） ・土地に設定された地上権及び賃借権の移転登記について税率軽減 （本則1%→特例0.4%） <p>【関係条文】 （登録免許税）租税特別措置法</p>		
内容		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲1百万円 （ ー百万円） （ ー百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策の目的 沿線における人口減少や少子高齢化の進展、高速道路の延伸等社会経済情勢の変化に伴い、ローカル鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や経営の合理化努力も限界に達しつつあるところ。沿線自治体と鉄道事業者を中心に、鉄道が各地域で果たしている意義や役割について協議した結果、鉄道を運行する公共政策的意義が認められた路線について、鉄道の競争力回復に向けた取り組みを支援することで、人口減少時代に合った地域モビリティの再構築に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成19年5月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という）が制定され、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところ。</p> <p>ローカル鉄道については、人口減少やマイカーへの転移等が進む中で、利用者的大幅な減少により、大量輸送機関としての特性を十分に発揮できず、存続は危機的状況である。地域の足を守るためには、事業構造の変化が必要であるとともに、人口減少社会に相応しい、コンパクトでしなやかな地域公共交通の再構築が急務である。</p> <p>このため、令和5年度に地域交通法を改正し、事業構造の見直しを進めつつ鉄道輸送の高度化を図る再構築事業に関する取組への支援を強化したところであるが、事業構造の見直しを促進するためには、鉄道資産譲渡時の負担軽減が必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋） 「第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化」 地域公共交通については、改正法の円滑な施行等あらゆる政策ツールを総動員するとともに、国の執行体制の強化を図る。ローカル鉄道の再構築、（中略）「リ・デザイン」の取組を加速化する。</p> <p>○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋） ②交通インフラの整備・地域公共交通の「リ・デザイン」 地域公共交通の再構築を進めるため、国として、鉄道事業者・自治体等の地域関係者間の協議が円滑に進むように、積極的に関与していくことが必要である。</p> <p>○「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋） ・改正地域交通法に基づき、ローカル鉄道の再構築に向けた協議会の設置や実証の実施、（中略）等を着実に実行。</p> <p>○地域の暮らしを支える地域の鉄道を維持・活性化するための鉄道事業再構築事業の推進については、地域交通法に基づいて進められているところである。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる 鉄道網を充実・活性化させることにより、</p>

		広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。
	政策の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年度～令和7年度）
	同上の期間中の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
	政策目標の達成状況	これまでに福井鉄道、若桜鉄道、三陸鉄道、信楽高原鐵道、四日市あすなろう鉄道、北近畿タンゴ鉄道、山形鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道、南阿蘇鉄道の10事業者11件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度：1件 令和7年度：1件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者に対する補助制度とともに、本特例措置を適用することにより、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業が着実に実施される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	①鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 28,219百万円の内数 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 9,882百万円の内数 ②インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ・地域における受入環境整備促進事業 1,896百万円の内数 ③社会資本整備総合交付金 656,283百万円の内数 ④先進車両導入支援等事業 30,115百万円の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、各事業に必要となる設備の導入や更新等を支援するものである。これに対し、本特例措置は、鉄道事業再構築事業によって既存の鉄道用資産を譲受する際の負担を軽減するものである。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、経営環境が極めて厳しいローカル鉄道について、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業を行うに際し、負担の低減を図るものであることから、政策手段として適切である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 20 年度税制改正要望提出 (創設) 平成 22 年度税制改正要望提出 (廃止) 既存会社より譲渡実態なく特例廃止	

令和6年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省自動車局旅客課）

項目名	バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長		
税目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーについて、構造・設備基準に適合した車両の初回分の自動車重量税を免税</p> <p>【要望の内容】 バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置を2年間延長するとともに、UDタクシーに対する特例措置を拡充する。</p> <p>【関係条文】 ・租税特別措置法第90条の13 ・租税特別措置法施行規則第40条の6</p>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲ 1 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活し社会参加することができるよう、国土交通省ではバリアフリー法に基づき、バスやタクシーといった地域公共交通機関の車両のバリアフリー化に取り組んでいる。 令和3年度にはバリアフリー基本方針を改正し、ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両の導入についてより高い水準の目標設定を行うなどして、一体的・総合的なバリアフリー化に取り組んでいるところである。 このような状況の下、バス事業及びタクシー事業については、地域住民の日常生活に不可欠な足としてサービスの維持・改善を図るとともに、人々の社会参加の機会の確保や環境にやさしい交通体系の構築を図っていく必要があり、地域における社会的使命の重要性が益々拡大しているところである。 本特例措置は、一定のバリアフリー車両について税制上の特例を設けることにより、ノンステップバス、リフト付きバス及び福祉タクシー（UDタクシーに限る）の普及促進を図り、高齢者や障害者等の利便性・安全性を向上させることを検討している。</p> <p>(2) 施策の必要性 ユニバーサル社会の実現に向けて、バス・タクシーの更なるバリアフリー化が必要であるが、公共交通事業者においてバリアフリー車両の導入時に多額の費用がかさむため、本特例措置を延長することにより、車両の導入に対するインセンティブを付与し、バリアフリー化を推進する必要がある。 また、UDタクシーにおいては、バリアフリー基準に基づく認定を受けている車種の中で、現在販売されている車種が JPN TAXI（ジャパンタクシー）に限られており、地方では価格面のハードルや LPG スタンドの供給環境によってUDタクシーの導入が進んでいない等の課題があり、車椅子利用者、タクシー事業者、自動車メーカーから様々なご意見・ご要望を受けているところである。 これらの背景を踏まえ、現在の「認定レベル1」、「認定レベル2」に加</p>		

		え、主に地方における手押し車椅子での利用を想定した、「認定レベル準1」の基準を創設し、UDタクシーの導入が遅れている地方でのバリアフリーのすそ野を広げ、利用者利便の向上を図ることを検討しており、本特例措置を拡充することにより、車両の導入に対するインセンティブを付与し、バリアフリー化を推進する必要がある。	
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績目標10 車両等のバリアフリー化率
		政策の達成目標	(令和7年度末までの目標) ※令和3年度より適用 ・ノンステップバス(乗合バス) 約80% ・リフト付きバス等(乗合バス) 約25% ・1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統における、バリアフリー化した車両による運行(※) 約50% ・ノンステップバス、リフト付きバス等(貸切バス) 約2,100台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約90,000台 ・各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする(※)
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
		同上の期間中の達成目標	(令和7年度末までの目標) ※令和3年度より適用 ・ノンステップバス(乗合バス) 約80% ・リフト付きバス等(乗合バス) 約25% ・1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統における、バリアフリー化した車両による運行(※) 約50% ・ノンステップバス、リフト付きバス等(貸切バス) 約2,100台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約90,000台 ・各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする(※)
		政策目標の達成状況	令和3年度末の達成状況 ・ノンステップバス(乗合バス) 65.5% ・リフト付きバス等(乗合バス) 6.0% ・1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統における、バリアフリー化した車両による運行(※) 37.6% ・ノンステップバス、リフト付きバス等(貸切バス) 1,157台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 42,622台 ・各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする(※) 2/47(都道府県)

有効性	要望の措置の適用見込み	(令和6年度の適用見込み) ・ノンステップバス ・リフト付きバス ・UDタクシー (令和7年度の適用見込み) ・ノンステップバス ・リフト付きバス ・UDタクシー	約1,800台 約10台 約150台 約1,800台 約10台 約3,150台	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	バス・タクシーのバリアフリー化については、バリアフリー車両の導入時に多額の費用がかかる場所であるが、本特例措置を延長・拡充することにより、導入に対するインセンティブになることが見込まれる。		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	バリアフリー車両に係る自動車税の特例措置(自動車税(環境性能割)) ・ノンステップバス ・リフト付きバス 乗車定員30人以上 うち空港アクセスバス 乗車定員30人未満 ・UDタクシー	取得価額から1,000万円控除 取得価額から650万円控除 取得価格から800万円控除 取得価額から200万円控除 取得価額から100万円控除	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	エコカー減税(自動車重量税) ※減免対象となるかは車両の環境性能によって異なる		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	・地域公共交通確保維持改善事業:282億円の内数(令和6年度予算概算要求額) ・ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業:19億円の内数(令和6年度予算概算要求額)		
	要望の措置の妥当性	高額なバリアフリー車両の普及を促進するため、補助金に加えて本特例措置により、更なる自動車取得者の負担軽減を図る。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和2年度 ・ノンステップバス 1,049台 ・リフト付きバス 5台 ・UDタクシー 0台 適用金額 29百万円	令和3年度 833台 4台 0台 23百万円	令和4年度 1,137台 0台 0台 33百万円
	租特透明化	※適用金額はMOTASからの推計 (参考)導入台数 ・ノンステップバス 令和2年度 1,186台 ・リフト付きバス 6台 ・UDタクシー 3,998台 令和3年度 914台 4台 3,608台 令和4年度 1,234台 0台 3,703台		

	法に基づく 適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置は、事業者が高額なバリアフリー車両を導入する際のハードルを引き下げ、導入のインセンティブとして有効である。
	前回要望時の達成目標	<p>(令和2年度末までの目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス(乗合バス) 約70% ・リフト付きバス等(乗合バス) 約25% ・ノンステップバス、リフト付きバス等(貸切バス) 約2,100台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約44,000台
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>(令和2年度末の達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス(乗合バス) 63.8% ・リフト付きバス等(乗合バス) 5.8% ・ノンステップバス、リフト付きバス等(貸切バス) 1,066台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 41,464台 <p>いずれも新型コロナウイルスの感染拡大の影響より、バス・タクシー事業者の車両更新が抑制された影響が大きく、ノンステップバスと福祉タクシー(UDタクシー含む)については目標達成に向けて順調に推移していたがやや届かなかったところ。貸切バスについては、インバウンドや観光需要の減少による車両更新の抑制により目標には大幅に届かなかった。リフト付きバスについては、車両更新の抑制に加え、通常車両と比較して価格が顕著に高く、座席数が減少することや乗降に時間がかかることで定時運行に支障をきたすことなどが導入の伸び悩みの原因と考えられる。</p> <p>引き続き、バス・タクシー事業者に対して支援制度の活用を働きかけていくことや、導入事業者に対してソフト面でのインセンティブの検討をすること、車両の改良についてメーカー等と意見交換を継続することにより、導入実績は伸びるものと考えられる。</p>
これまでの 要望経緯		<p>平成24年度 創設 平成27年度 延長 平成30年度 延長 令和元年度 拡充 令和3年度 延長</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省自動車局企画・電動化・自動運転参事官室）

項目名	自動車関係諸税の課税のあり方の検討											
税目	自動車重量税											
要望の内容	<p>自動車関係諸税については、令和5年度与党税制改正大綱の検討事項を踏まえ、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>【関係条文】 自動車重量税法第7条、同法施行令第4条、5条、同法施行規則第2条 租税特別措置法第90条の11、第90条の11の2、第90条の11の3、第90条の12 同法施行令第51条の2、同法施行規則第40条の2、第40条の4</p>											
容		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>政策目的</p> <p>「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境が大きく変化しており、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域公共交通へのニーズの高まりに加え、上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等がある中で、自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税の公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 自動車業界はCASEに代表される100年に1度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題である。</p> <p>② 令和5年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたところ。</p> <p>③ また、第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）においては、「交通事業が独立採算制を前提とすることは、これまでも増して困難となってくるとの認識に立ち、地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方について、国・地方の厳しい財政状況も踏まえつつ、検討を行う。」とされたところ。</p> <p>④ さらに、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）においては、戦略的・計画的な社会資本整備のための安定的・持続的な公共投資に関して、「これらの実施に必要な財源のあり方については、PPP/PFI等の民間資金の活用を推進するとともに、受益者負担を求めうる分野については、社会経済状況の変化や脱炭素社会の実現に向けた取組、海外における利用者負担等に関する状況等を踏まえつつ、利用実態に即した適切な負担のあり方についての検討を進める。また、それ以外の分野についても、特に気候変動による災害リスクの増大への対応の必要性等を踏まえつつ、適切な負担のあり方についての検討を行う。」とされたところ。</p> <p>⑤ 上記を踏まえ、2050年カーボンニュートラル、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域課題の深刻化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。</p>
-------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標13 新車販売に占める次世代自動車の割合
		政策の達成目標	① 自動車重量税のグリーン化により、自動車の環境負荷の低減等を図る。 ② 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	新車販売に占める次世代自動車の割合 平成20年度（エコカー減税導入前）：3.0% 令和4年度（エコカー減税導入後）：50.6%
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和5年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされており、この方針の実現を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>令和5年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされていることを踏まえ、その検討を行う。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○自動車重量税のエコカー減税（財務省試算）</p> <p>令和2年度：約600億円 令和3年度：約510億円 令和4年度：約400億円</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成21年度の11.0%から令和4年度には50.6%に大幅に向上しているなど（約39ポイント増加）、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省 海事局 外航課）

項目名	国際船舶の所有権の保存登記等に係る特例措置の拡充及び延長	
税目	登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 国際船舶の所有権保存登記及び抵当権設定登記に係る課税の軽減措置を講じる。</p> <p>【要望の内容】 国際船舶^{※1}の要件について、我が国の外航海運事業者を取り巻く環境の変化を踏まえて、現行の5類型（①近代化船、②新マルシップ混乗船、③承認船員配乗船、④LNG 運搬船、⑤RORO 船）を2類型（①承認船員配乗船、②代替燃料船）に見直した上で、以下の通り要望する。</p> <p>※1 国際船舶：日本船舶であって、その輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて国際海上輸送の確保上重要なもの</p> <p>（拡充） 新造船について、対象を国際船舶のうち特定船舶^{※2}に限定し、以下のとおり軽減措置を拡充した上で延長する。 所有権保存登記 税率 2/1000（本則 4/1000） 抵当権設定登記 税率 2/1000（本則 4/1000）</p> <p>※2 特定船舶：事業基盤強化計画を作成し国土交通大臣の認定を受けた造船所で建造し、国土交通大臣の認定を受けた特定船舶導入計画に基づいて導入する安全・環境性能等について一定の性能を有した高品質な船舶</p> <p>（延長） 中古船（既存の外国籍船を日本籍化（フラッグバック）する船舶）について、以下の現行の軽減措置を延長する。 所有権保存登記 税率 3.5/1000（本則 4/1000） 抵当権設定登記 税率 3.5/1000（本則 4/1000）</p> <p>（適用期間） 2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第82条 租税特別措置法施行令 第43条 租税特別措置法施行規則 第31条の3 海上運送法 第39条の19、第39条の20、第44条の2、第44条の3、第45条 海上運送法施行規則 第42条の14、第42条の15、第43条、第44条、第45条</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲27.5 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>外航日本船舶である国際船舶の増加を促進し、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立を図るとともに、安全・環境性能等に優れた船舶の導入を促進し、日本商船隊の国際競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>四面を海に囲まれた我が国は、貿易量の 99.6%を海上輸送に依存しており、そのうち 66.2%を我が国の外航海運事業者が担っている。</p> <p>近年の国際情勢により経済安全保障の確立の機運が高まる中、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保が喫緊の課題となっており、その中核を担う国際船舶の確保を図ることが極めて重要である。</p> <p>そのためには、国際船舶の取得に係るコストを軽減することにより、外航船舶の取得に対して税負担等の免除・軽減措置を講じている諸外国との競争環境を整えるため、本特例措置を延長することが必要である。</p> <p>また、世界単一市場の中で熾烈な国際競争に晒されている我が国の外航海運事業者が、安全や環境負荷低減といった国際的・社会的ニーズに応え競争力を高めるため、安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶（特定船舶）の導入を促進するため、新造船について対象を特定船舶に限定した上で課税の軽減措置を拡充することが必要である。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>【政策体系の中での位置付け】</p> <p>交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）においては、経済安全保障の観点から外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は約 450 隻と試算されたところ。</p> <p>【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>業績指標：56 国際船舶の隻数</p>
			<p>政策の達成目標</p> <p>国際船舶の隻数を、令和 8 年央までに 345 隻に増加させるとともに、最終的には外航日本船舶を約 450 隻確保する。</p> <p>我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、特定船舶の導入を促進することにより、令和 7 年度を目処に外航船舶については約 30%の普及を目指す。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>2 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）</p>	
<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>国際船舶の隻数を、令和 7 年央までに 332 隻に増加させる。</p> <p>1 年間に新たに就航する新造の国際船舶のうち 20%を特定船舶にする。</p>			

	政策目標の達成状況	<p>令和5年央の国際船舶は306隻であり、前年（令和4年央）と比べて34隻増加しており、全体として増加傾向にあるが、外航日本船舶を450隻確保する目標に向け、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>また、特定船舶については、令和3年の制度創設以降、新たに就航した新造の国際船舶のうち特定船舶は年間約20%であるが、引き続き安全・環境性能に優れた高品質な船舶の導入に取り組む必要がある。</p>																				
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和6～7年度の平均</th> </tr> <tr> <th>隻数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際船舶 (中古船) (3.5/1000)</td> <td>所有権保存登記</td> <td>17隻</td> <td>13.9百万円</td> </tr> <tr> <td>抵当権設定登記</td> <td>9隻</td> <td>19.6百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定船舶 (新造船) (2/1000)</td> <td>所有権保存登記</td> <td>2隻</td> <td>18.4百万円</td> </tr> <tr> <td>抵当権設定登記</td> <td>1隻</td> <td>9.1百万円</td> </tr> </tbody> </table>			令和6～7年度の平均		隻数	金額	国際船舶 (中古船) (3.5/1000)	所有権保存登記	17隻	13.9百万円	抵当権設定登記	9隻	19.6百万円	特定船舶 (新造船) (2/1000)	所有権保存登記	2隻	18.4百万円	抵当権設定登記	1隻	9.1百万円
					令和6～7年度の平均																	
隻数			金額																			
国際船舶 (中古船) (3.5/1000)	所有権保存登記	17隻	13.9百万円																			
	抵当権設定登記	9隻	19.6百万円																			
特定船舶 (新造船) (2/1000)	所有権保存登記	2隻	18.4百万円																			
	抵当権設定登記	1隻	9.1百万円																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>国際船舶の取得に係るコストの軽減を通じて、国際船舶が増加していることから、本特例措置の有効性が認められる。</p>																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>国際船舶に係る課税標準の特例措置（固定資産税）</p>																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				
	要望の措置の妥当性	<p>国際船舶に係る登録免許税の課税の軽減措置を講じることは、国際船舶の取得に係るコストの軽減によりその増加を促進し、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立に資するものであり、本要望の措置は妥当である。</p> <p>また、国際船舶のうち新造船について、対象を特定船舶に限定した上で課税の軽減措置を拡充することは、国際的・社会的に求められている安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶の導入を促進し、国際競争力強化に資するものであり、本要望の措置は妥当である。</p>																				

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">37百万円 (14隻)</td> <td style="text-align: center;">66百万円 (31隻)</td> <td style="text-align: center;">59百万円 (34隻)</td> </tr> </table> <p>※海事局における国際船舶に係る手続きの実績を集計</p>	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	実績	37百万円 (14隻)	66百万円 (31隻)	59百万円 (34隻)
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度						
	実績	37百万円 (14隻)	66百万円 (31隻)	59百万円 (34隻)						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—								
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置により、国際船舶の取得に係るコストが軽減され、外航船舶の取得に対して税負担等の免除・軽減措置を講じている諸外国とのコスト差の縮小が図られる。								
前回要望時の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和5年央までに293隻に増加させる。									
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年央の国際船舶の隻数は306隻であり、前回要望時の目標を達成した。									
これまでの要望経緯	<p>平成8年度 創設</p> <p>平成9年度 拡充要望(認められず)</p> <p>平成10年度 拡充・延長要望(延長のみ)</p> <p>平成11年度 拡充(海外から譲渡を受けた国際船舶(船齢5年未満に限る)を追加、国際船舶の定義の見直し)</p> <p>平成12年度 延長</p> <p>平成14年度 縮減・延長(税率1/1000 → 1.5/1000)</p> <p>平成16年度 縮減・延長(税率1.5/1000 → 2/1000)</p> <p>平成18年度 縮減・延長(税率2/1000 → 2.5/1000)</p> <p>平成20年度 延長</p> <p>平成22年度 延長(税率2.5/1000 → 3/1000)</p> <p>平成23年度 拡充・延長(拡充は認められず延長のみ)</p> <p>平成24年度 延長(税率3/1000 → 3.5/1000)</p> <p>平成26年度 拡充・延長(拡充は認められず延長のみ)</p> <p>平成28年度 拡充・延長(船齢要件の撤廃。PSCによる拘留を一度も受けたことがない船舶に限定)</p> <p>平成30年度 拡充・延長(拡充は認められず延長のみ)</p> <p>令和2年度 延長</p> <p>令和4年度 拡充・延長(拡充は認められず延長のみ)</p>									

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省 住宅局 住宅生産課）

項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長	
税目	所得税	
要望の内容	<p>【制度の概要】 一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化）を含む増改築等を行った場合、以下の額（①+②）を工事年分の所得税額から控除する。 ①一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化）を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計（耐震・省エネ^{※1}・三世帯同居・長期優良住宅化^{※2}：限度額 250 万円、バリアフリー：限度額 200 万円）の 10% ※1 省エネ：太陽光発電設備設置時は 350 万円 ※2 長期優良住宅化：耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は 500 万円 ②上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※3}の 5% ※3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計 1,000 万円が限度</p> <p>【要望の内容】 ①特例措置の適用期限を 2 年間（令和 7 年 12 月 31 日まで）延長する。 ②子育て対応化のための改修工事を行った場合、以下ア）＋イ）の合計額を工事年分の所得税額から控除する。 ア）子育て対応化のための改修工事について定められた標準的な工事費用相当額の合計（上限 250 万円）の 10%に相当する額 イ）上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※4}の 5% ※4 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつア）とイ）の合計 1,000 万円が限度</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、第 41 条の 19 の 3 租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3</p>	
	平年度の減収見込額	▲279 百万円
(制度自体の減収額)	(百万円)	
(改正増減収額)	(百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世帯同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、総世帯数は減少傾向にあり、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世帯同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。</p> <p>一方、我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は欧州諸国と比較して小さく、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新に取り組むこととされている。また、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、子育ての担い手の多様化と世代間での助け合いを支援するため、三世帯同居しやすい環境づくりを推進するほか、子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるよう支援することとされている。</p> <p>このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。</p> <p>特に少子化対策については、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき抜本的な政策の強化を図ることとされており、政府としても最重要課題に位置付けている。同方針においては、既存の民間住宅ストックの活用も含めて子育て世帯の住宅支援を強化することとしている。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」、「子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進する」と位置づけられている。

- 「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）において、「家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう、三世同居に対応した優良な住宅の整備・リフォームに対して支援を行う」、「子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるように支援する。」と位置づけられている。

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。」と位置づけられている。

（政策評価体系における位置づけ）

政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模

<耐震化>

政策目標 4 水害等災害による被害の軽減

施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する

業績指標 35 ①住宅の耐震化率

<バリアフリー>

政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する

業績指標 11 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合

<省エネ>

政策目標 3 地球環境の保全

施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

業績指標 23 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

<長期優良化>

政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

業績指標 4 認定長期優良住宅のストック数

		<p><三世同居・子育て> (こども家庭庁より)</p> <p>上位レベル1. こども政策の推進</p> <p>中位レベル1. こども大綱等の子育て施策の推進</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円(平成30年)→14兆円(令和12年) ・住宅の耐震化率 約87%(平成30年)→耐震性の不足するものをおおむね解消(令和12年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度)→25%(令和12年度) ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%(平成25年度)→30%(令和12年度) ・認定長期優良住宅のストック数 113万戸(令和元年度)→約250万戸(令和12年度)
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約13兆円(令和7年度) ・耐震性の不足するものをおおむね解消(令和12年度) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約21.7%(令和7年度) ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約22%(令和7年度) ・認定長期優良住宅のストック数 約186万戸(令和7年度)
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円(平成30年) ・住宅の耐震化率 87%(平成30年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度) ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%(令和2年度) ・認定長期優良住宅のストック数 148万戸(令和4年度)

	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和6年 耐震：2,876件、バリアフリー：823件、省エネ：1,782件、三世代同居：1,306件、長期優良住宅化：50件、子育て：782件</p> <p>令和7年 耐震：2,893件、バリアフリー：828件、省エネ：1,792件、三世代同居：1,313件、長期優良住宅化：50件、子育て：787件</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置（固定資産税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○住宅・建築物安全ストック形成事業（令和6年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数）</p> <p>○環境・ストック活用推進事業（省エネ関係）（令和6年度予算概算要求額：81.49億円の内数）</p> <p>○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和6年度予算概算要求額：424.17億円の内数）</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォーム等を推進する。
		要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、また、三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>《令和2年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,788件 ▲ 563百万円 ・バリアフリー : 926件 ▲ 102百万円 ・省エネ : 830件 ▲ 213百万円 ・三世代同居 : 1,206件 ▲ 241百万円 ・長期優良住宅化 : 59件 ▲ 8百万円 <p>《令和3年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,417件 ▲ 515百万円 ・バリアフリー : 759件 ▲ 138百万円 ・省エネ : 1,633件 ▲ 447百万円 ・三世代同居 : 1,133件 ▲ 222百万円 ・長期優良住宅化 : 82件 ▲ 10百万円 	

		<p>《令和4年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,843件 (2,777件) ▲1,068百万円 ・バリアフリー : 814件 (899件) ▲147百万円 ・省エネ : 1,761件 (939件) ▲331百万円 ・三世帯同居 : 1,291件 (1,346件) ▲432百万円 ・長期優良住宅化 : 49件 (68件) ▲9百万円 <p>※いずれも推計値 (括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数)</p>
	<p>租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)</p>	<p>租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。</p>
	<p>前回要望時 の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円(平成30年)→14兆円(令和12年) ・耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成30年)→おおむね解消(令和12年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度)→25%(令和12年度) ・住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比) 3%(平成30年)→18%(令和12年) ・一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現
	<p>前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円(平成30年) ・住宅の耐震化率 約87%(平成30年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度) ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%(令和2年度)

		<p>・認定長期優良住宅のストック数 148 万戸（令和 4 年度）</p> <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<p>●耐震 （投資型） 平成 18 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合</p> <p>●バリアフリー （投資型） 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合</p> <p>（ローン型） 平成 19 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 25 年度：4 年延長・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：統合</p> <p>●省エネ （投資型） 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合</p> <p>（ローン型） 平成 20 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長</p>

	<p>平成 28 年度：2 年半延長・拡充・減縮 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：統合</p> <p>●三世帯同居 (投資型) 平成 28 年度：創設 令和 4 年度：2 年延長・統合 (ローン型) 平成 28 年度：創設 令和 4 年度：統合</p> <p>●長期優良住宅化 (投資型) 平成 29 年度：創設 令和 4 年度：2 年延長・統合 (ローン型) 平成 29 年度：創設 令和 4 年度：統合</p>
--	---

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅生産課）

項目名	認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>【制度の概要】</p>		
	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定により認定を受けた計画に基づき新築等された住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）に係る登録免許税について、以下のとおり税率を引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権保存登記 1/1000 （本則 4/1000 一般住宅特例 1.5/1000） ・所有権移転登記 2/1000（一戸建て）、1/1000（一戸建て以外） （本則 20/1000 一般住宅特例 3/1000） 		
	<p>【要望の内容】 特例措置の適用期限を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第74条 租税特別措置法施行規則 第26条</p>		
		平年度の減収見込額	百万円
		(制度自体の減収額)	(百万円)
		(改正増減収額)	(百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）を踏まえ、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックを形成する。そのため、省エネ性、耐震性、耐久性、可変性等に優れ、適切な維持保全が確保される認定長期優良住宅の更なる普及に取り組む。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国においては、住宅ストックが戸数的に充足した一方で、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会が到来し、空き家問題、環境問題や資源・エネルギー問題が深刻化している。これらの課題に対応するためには、維持管理等の適切な実施により、良質な住宅が資産として次の世代に承継されていく新たな住宅循環システムを創出する必要がある。</p> <p>このため、耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される認定長期優良住宅の普及の促進を図ることが有効であるが、令和4年度時点で、認定長期優良住宅のストック数は約148万戸であり、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）の目標である約250万戸（令和12年度）には、いまだ道半ばの状況にある。</p> <p>認定長期優良住宅は高い耐久性等の確保のために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定長期優良住宅の普及を引き続き促進する必要がある。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進」「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。 ● 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」と位置づけられている。 <p>（政策評価体系における位置付け）</p> <p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>業績指標4 認定長期優良住宅のストック数</p>

	政策の達成目標	認定長期優良住宅のストック数 約 250 万戸（令和 12 年度）
	租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	認定長期優良住宅のストック数 約 186 万戸（令和 7 年度）
	政策目標の達成状況	認定長期優良住宅のストック数 148 万戸（令和 4 年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 6 年度 保存登記 106,857 戸 移転登記 1,535 戸 令和 7 年度 保存登記 110,665 戸 移転登記 1,590 戸
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	質の高い住宅の市場への供給を促進するため、認定長期優良住宅の取得を引き続き広く誘導していくことが、政策目標の達成のために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定長期優良住宅に係る住宅ローン減税（所得税）（租税特別措置法第 41 条第 10 項） ・ 認定長期優良住宅の新築等をした場合の税額控除（所得税）（租税特別措置法第 41 条の 19 の 4） ・ 認定長期優良住宅に係る特例措置（不動産取得税、固定資産税）（地方税法附則第 11 条第 8 項、附則第 15 条の 7）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和 6 年度予算概算要求額：424.17 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、認定長期優良住宅の普及を図る。
	要望の措置の妥当性	認定長期優良住宅の取得を促進するため、当該住宅の取得に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権保存登記 適用件数（見込数）※納付額 令和元年度 100,718件 ※1,166,903,000円 令和2年度 94,220件（99,938件） ※1,073,912,800円 令和3年度 103,209件（102,147件） ※1,218,463,400円 ・所有権移転登記 適用件数（見込数）※納付額 令和元年度 1,629件 ※28,766,000円 令和2年度 1,322件（2,534件） ※26,165,100円 令和3年度 1,483件（2,590件） ※25,768,700円 <p>（法務省「登記統計」より） ※前々回要望時の適用件数については、括弧内のとおりである。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	認定長期優良住宅の総戸数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定長期優良住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。
	前回要望時の達成目標	認定長期優良住宅のストック数約250万戸（令和12年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和4年度の認定長期優良住宅のストック数は約148万戸であった。なお、目標期間を満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。認定長期優良住宅は一般住宅に比べて取得費用が高いため、普及には一定の期間を要するものと考えられる。
これまでの要望経緯	<p>平成20年度 創設</p> <p>平成22年度 延長（2年）</p> <p>平成24年度 延長（2年） ・縮減</p> <p>平成26年度 延長（2年）</p> <p>平成28年度 延長（2年）</p> <p>平成30年度 延長（2年）</p> <p>令和2年度 延長（2年）</p> <p>令和4年度 延長（2年）</p>	

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省 住宅局 住宅生産課)

項 目 名	認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物である住宅（同法第 16 条において低炭素建築物とみなされた特定建築物である住宅を含む。以下「認定低炭素住宅」という。）を新築等した場合に、以下のとおり税率を引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権保存登記 本則 4/1000（一般住宅の特例 1.5/1000）→ 1/1000 ・所有権移転登記 本則 20/1000（一般住宅の特例 3/1000）→ 1/1000 		
	<p>【要望の内容】 特例措置の適用期限を 2 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長する。</p>		
	<p>【関係条文】 租税特別措置法第 74 条の 2 租税特別措置法施行令第 42 条の 2 租税特別措置法施行規則第 26 条の 2</p>		
		平年度の減収見込額	－
	(制度自体の減収額)	(－	百万円)
	(改正増減収額)	(－	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）や「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、ライフサイクルCO2排出量が少ないZEHストックを拡充する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまで我が国においては、「パリ協定」（2016年11月発効）における温室効果ガス排出量の削減目標（2030年度に2013年度比で26%削減）を達成するため、住宅・建築物分野を含むあらゆる分野において省エネ対策等を推進してきたところであるが、2021年4月に、2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。これを受け、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）では、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すため、家庭部門では66%削減（2013年度比）する目標を定め、新築住宅・建築物についてはZEH、ZEB等を普及させることとしている。</p> <p>こうした中、昨年6月には「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、すべての建築物に省エネ基準の適合義務が課されるなど建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じることとなった。</p> <p>また、令和4年10月には低炭素建築物の認定基準がZEH水準に引き上げられ、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入が新たに必須となった。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）においても、徹底した省エネルギーの推進に向けて、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進することとされている。</p> <p>ZEH水準以上の性能を有し、かつ低炭素化に資する措置が講じられた認定低炭素住宅は、高い省エネ性能を確保するために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定低炭素住宅の普及を引き続き促進し、上記目標の達成、ひいては2050年カーボンニュートラルに向けた取組を進める必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性

		<ul style="list-style-type: none"> ● 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、「規制強化のみならず、ZEHの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。さらに、既存住宅の改修・建替の支援（中略）などの省エネルギー対策を総合的に促進する。」と位置付けられている。 ● 「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、「ZEHやZEBの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。」と位置づけられている。 <p>（政策評価体系における位置づけ） 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標 23 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭部門のCO2排出量を2013年度（平成25年度）比約66%削減（2030年度（令和12年度）） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度）
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭部門のCO2排出量 約43.1%（令和7年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストック 約22%（令和7年度）
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭部門のCO2排出量：2013年度（平成25年度）比24.8%削減（2021年度（令和3年度）） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合：14%（令和2年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	<認定低炭素住宅（特定建築物を除く）> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有権保存登記 1,721件（令和6年度）、1,638件（令和7年度） ・ 所有権移転登記 21件（令和6年度）、20件（令和7年度） <特定建築物> 0件（令和6～7年度） ※令和8年度以降に約530件の適用見込み有。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高度な省エネ性能を有する住宅の供給を促進するために、認定低炭素住宅の新築・取得を誘導していくことが有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税の拡充（租税特別措置法第41条第10項） ・ 認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第41条の19の4）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<認定低炭素住宅（特定建築物を除く）関連予算> 環境・ストック活用推進事業（省エネ関係） （令和6年度予算概算要求額：81.49億円の内数） 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業

		<p>(令和6年度予算概算要求額：424.17億円の内数)</p> <p><特定建築物関連予算></p> <p>社会資本整備総合交付金等</p> <p>(令和6年度予算概算要求額：16,506億円の内数)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、認定低炭素住宅の普及を図る。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金による、事業費等に対する国庫補助等は集約都市開発事業の施行者に対して行うものであり、本特例措置の支援対象（エンドユーザー）とは明確な区別がなされている。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>認定低炭素住宅の普及を促進するため、当該住宅の新築・取得に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><認定低炭素住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権保存登記 適用件数（見込数）※納付額 令和元年度 2,956件 ※31,192,500円 令和2年度 3,987件（2,205件）※42,375,400円 令和3年度 6,824件（2,398件）※78,922,900円 <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転登記 適用件数（見込数）※納付額 令和元年度 51件 ※548,600円 令和2年度 55件（184件）※551,800円 令和3年度 82件（200件）※1,030,600円 <p>（法務省「登記統計」より）</p> <p><特定建築物></p> <p>令和元年度～令和3年度 0件</p> <p>※前々回要望時の適用件数については、括弧内のおりである。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>認定低炭素住宅の総戸数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定低炭素住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>家庭部門のCO2排出量を2013年度比約40%削減（2030年度）</p> <p>住宅ストックのエネルギー消費量を平成25年度比18%削減（令和12年度）</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>家庭部門のCO2排出量：2013年度（平成25年度）比24.8%削減（2021年度（令和3年度））</p> <p>目標期間を満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。なお、認定低炭素住宅は一般住宅に比べて取得費用が高いため、普及には一定の期間を要するものと考えられる。</p> <p>※前回要望時に目標として設定していた「住宅ストックのエネルギー消費量」については、令和3年10月22日の地球温暖化対策計画の変更により、「省エネ基準に適合する住宅ストックの割合」へと変更され、指標として用いられなくなったため、記載していない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成24年度 創設</p> <p>平成25年度 特定建築物を適用対象に追加</p> <p>平成26年度 2年間延長</p> <p>平成28年度 2年間延長</p> <p>平成30年度 2年間延長</p> <p>令和2年度 2年間延長</p> <p>令和4年度 2年間延長</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課、住宅生産課）

項目名	現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置											
税目	—											
要望の内容	<p>住宅価格の高騰や住宅ローン金利負担の増大などにより住宅取得環境が悪化していることを踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現、子育て世帯への住宅支援等を図る観点も含め、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1489 1014"> <tr> <td data-bbox="874 846 1197 902">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1197 846 1276 902">—</td> <td data-bbox="1276 846 1489 902">百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 902 1197 958">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1197 902 1276 958">(</td> <td data-bbox="1276 902 1489 958">— 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 958 1197 1014">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1197 958 1276 1014">(</td> <td data-bbox="1276 958 1489 1014">— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(— 百万円)										
(改正増減収額)	(— 百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>足元の住宅市場は、戸建住宅、マンションのいずれも、コロナ禍以前と比べて価格上昇率が2桁を超えるなど住宅価格の高騰が続いているとともに、住宅ローン利用予定者の6割以上が希望する固定金利が大きく上昇している一方、実質賃金は減少傾向にあり、住宅所要資金の年収倍率は年々上昇するなど、住宅取得環境は一段と厳しさを増している。</p> <p>一方、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充することとされており、引き続き省エネ性能の高い住宅の取得を促進していく必要がある。</p> <p>加えて、子育て政策については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき抜本的な政策の強化を図ることとされ、子育て世帯に対する住宅支援の強化が求められている。</p> <p>上述のとおり、住宅取得環境の悪化を踏まえ、また、2050年カーボンニュートラルの実現、子育て世帯への住宅支援等を図る観点も含め、住宅取得促進策について必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 徹底した省エネルギーの推進に向け、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる中小企業向けの省エネ補助金や、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進するとともに、産業の非化石エネルギー転換に集中的に取り組む。 次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。 <p>具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（（中略）、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（（中略））、「共働き・共育ての推進」（（中略））とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。</p> <p>○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定） （目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の年収倍率等の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進 駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—		

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置(地方税)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	—		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	<p>前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの 要 望 経 緯</p>		<p>—</p>
<p>担 当 部 局 (課) 及 び 担 当 者</p>		<p>住宅局住宅経済・法制課 課 長 神谷 将広 (内線 39003) 代表☎03-5253-8111 担当専門官 米田 翔一 (内線 39253) 直通☎03-5253-8505 担当補佐 保坂 美月 (内線 39263) FAX 03-5253-1627 担 当 者 日置 健太郎 (内線 39256) 大塚 駿 (内線 39254) 住宅局住宅生産課 課 長 山下 英和 (内線 39401) 代表☎03-5253-8111 担当補佐 玉木 政成 (内線 39414) 直通☎03-5253-8510 担 当 者 松岡 良太 (内線 39427) FAX 03-5253-1629</p>

令和6年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省観光庁観光戦略課）

項目名	外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方の検討								
税目	消費税								
要望の内容	<p>【制度の概要】 消費税法第8条等に基づき、輸出物品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税等が免除される。</p> <p>【要望の内容】 訪日外国人旅行消費額の更なる増加に向けて、外国人旅行者の利便性向上や免税店事業者の手続きの簡素化、国内における転売目的利用による不正対策等に資する外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方について検討を行う。</p> <p>【関係条文】 （消費税） 消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6条～第10条</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1490 1075"> <tr> <td data-bbox="874 846 1193 900">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1193 846 1490 900">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 900 1193 954">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1193 900 1490 954">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 954 1193 1075">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1193 954 1490 1075">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の簡素化を進め、旅行消費額の単価の引き上げや地方も含めた免税店数増加を通じた購入機会の拡大に繋げることで、外国人旅行消費額を増加させる。</p> <p>(2) 施策の必要性 「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）において、訪日外国人旅行消費額を、コロナ前の水準を超えて年間5兆円とする目標を早期に達成する旨の目標が掲げられている。 このため、インバウンドの本格回復に向けて、訪日外国人旅行消費額を引き上げに寄与してきた外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性や免税店事業者の事務負担の軽減等を一層進める必要があるところ、「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）において「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載されたことを踏まえて検討する必要がある。</p>											
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 1153 539 1355"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1153 1489 1355"> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 観光立国を推進する</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1355 539 1503"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1355 1489 1503"> <p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に 年間5兆円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1503 539 1664"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1503 1489 1664"> <p>恒久措置</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1664 539 1832"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1664 1489 1832"> <p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に 年間5兆円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1832 539 2114"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 1832 1489 2114"> <p>・訪日外国人旅行消費額 2020年：7,446億円 2021年：1,208億円 2022年：8,987億円</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 観光立国を推進する</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に 年間5兆円</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に 年間5兆円</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>・訪日外国人旅行消費額 2020年：7,446億円 2021年：1,208億円 2022年：8,987億円</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 観光立国を推進する</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に 年間5兆円</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>恒久措置</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に 年間5兆円</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>・訪日外国人旅行消費額 2020年：7,446億円 2021年：1,208億円 2022年：8,987億円</p>											

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の簡素化を進めることで、外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、有効である。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—	
		要望の措置の妥当性	<p>本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の簡素化を進めることで、外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、妥当である。</p>
これまで の租税特別 措置の適 用実績と 効果に 関連する 事項		租税特別措置の適用実績	<p>2013年：5,777店（2014年4月1日時点） 2014年：18,779店（2015年4月1日時点） 2015年：35,202店（2016年4月1日時点） 2016年：40,532店（2017年4月1日時点） 2017年：44,646店（2018年4月1日時点） 2018年：50,198店（2019年4月1日時点） 2019年：54,667店（2020年3月31日時点） 2020年：54,772店（2021年3月31日時点） 2021年：52,271店（2022年3月31日時点） 2022年：53,650店（2023年3月31日時点）</p>

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> ○免税対象品目の拡大・手続簡素化（平成 26 年 10 月開始） 免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。 ○免税手続カウンター制度の開始（平成 27 年 4 月開始） 免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。 ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ（平成 28 年 5 月開始） 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○「一般物品」と「消耗品」の合算（平成 30 年 7 月開始） 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○臨時免税店制度の創設（令和元年 7 月開始） 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○免税販売の無人化（令和 3 年 10 月 1 日開始） 免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。 ○免税対象者の明確化（令和 5 年 4 月 1 日開始） 免税対象者の明確化（留学生等の免税対象からの除外）を行い、旅行者判定アプリ（デジタル庁と連携）の導入を行った。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省総合政策局技術政策課）

項目名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税目	法人税 租税特別措置法第66条の10 租税特別措置法施行令第39条の21		
要望の内容	適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (▲100百万円) (-百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。

(2) 施策の必要性

技術研究組合は複数の企業・大学・研究機関等による共同研究を目的とした法人である。技術研究組合は比較的短期間で組成することが可能であるとともに、法人格を持つことで安定的な試験研究環境を保持し、中長期的な研究計画等に合意できるため、高度な共同研究を効率よく実施できる。また、研究成果の実用化に向けて技術研究組合を会社化する動きや、従来活用の少なかった多様な分野の研究開発において活用事例が見られるなど、技術研究組合はオープンイノベーションの促進に引き続き貢献している。

技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。

技術研究組合による共同研究及び研究開発投資の促進に向けて、事業実施にあたって必要となる資産（試験研究用資産）の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を後押しすることが必要である。また、他の非出資制の法人形態においても同様の措置が講じられていることから、他の法人形態との税制上のイコールフットリングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発環境を整備する必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>IV. GX・DX等への投資</p> <p>6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進 権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。</p> <p>○統合イノベーション戦略 2023 (令和5年6月9日閣議決定) (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) 第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制やSBI R制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。(以下略)</p>																														
		政策の達成目標	<p>技術研究組合は、イノベーションの創出や成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むものである。</p> <p>本制度の目標は、本税制適用期間中に技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させることである。</p>																														
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)																														
		同上の期間中の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																														
		政策目標の達成状況	<p>○技術研究組合の新設数と事業費 令和3年度から令和5年度の技術研究組合の新設数は12件と目標(12件)を達成。他方、同期間中の事業費総額は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間(平成30年度から令和2年度)の事業費総額よりも下回っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> <td>42,551</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費(百万円)</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>設立組合数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業費(百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551	1組合当たり事業費(百万円)	955	718	726	686	747	設立組合数	6	3	4	6	2	組合数	56	55	57	55	57
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																												
事業費(百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551																												
1組合当たり事業費(百万円)	955	718	726	686	747																												
設立組合数	6	3	4	6	2																												
組合数	56	55	57	55	57																												

		※令和5年3月までに設立された全組合を対象に実施した調査に基づき算出。令和5年度の設立組合数は8月末現在の実績、組合数は8月末現在における見込み。																
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用件数の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">過去の実績</th> <th rowspan="2">令和5年度(見込み)</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年3月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。</p>	区分	過去の実績				令和5年度(見込み)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数(組合数)	14	12	11	15	9
	区分	過去の実績				令和5年度(見込み)												
令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度														
適用件数(組合数)	14	12	11	15	9													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数は21(アンケート有効対象組合数:38)あり、過半数が影響あり、と回答している。</p> <p>具体的には、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果(※)を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。</p> <p>※押し上げ効果=①押し上げ額÷②減収額 ① 押し上げ額=各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率 ② 減収額=利益法人の適用額×法人税率(23.2%)</p>																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>制度創設後10年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合</p>																

		<p>と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p> <p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。</p>																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和元年度から令和 5 年度までの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学等幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とさらに広がりつつあり、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度 (推計)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14 (13)</td> <td>12 (14)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>6,608 (6,606)</td> <td>1,429 (2,453)</td> <td>609</td> <td>985</td> <td>1,129</td> </tr> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>90 (899)</td> <td>25 (334)</td> <td>124</td> <td>77</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。 ※令和 4、5 年度については、令和 5 年 3 月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。</p> <p>（減収額算定式について） 適用額 × 法人税率（23.2%） × 係数（0.338） 係数：令和元～3 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 （各年度の利益法人の適用額 / 適用額合計の平均）</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (見込み)	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9	適用額 (百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129	減収額 (百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (見込み)																				
	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9																				
	適用額 (百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129																				
減収額 (百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10、第 68 条の 94</p> <p>② 適用件数： 11 件（令和 3 年度）</p> <p>③ 適用額： 609 百万円（令和 3 年度）</p>																									
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>令和 5 年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制があったことにより、技術研究組合による試験研究が円滑に実施できた等の意見が多数存在することから、本税制の存在は、「技術研究組合の新設数と事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であると考えるところ。</p> <p>技術研究組合の事業費について、令和 5 年度（約 412 億円）は令和 4 年度（約 377 億円）より増加する見込みである。</p>																									
前回要望時の達成目標	<p>本税制の適用期間中に技術研究組合を 12 件新設することにより、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。</p>																									

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和3年度から令和5年度における技術研究組合の新設数は12件と目標を達成。他方、同期間における事業費は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間よりも下回っている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定 (5年間) 昭和60年度 適用期限延長 (2年間) 昭和62年度 適用期限延長 (2年間) 平成元年度 適用期限延長 (2年間) 平成3年度 適用期限延長 (2年間) 平成5年度 適用期限延長 (2年間) 平成7年度 適用期限延長 (2年間) 平成9年度 適用期限延長 (2年間) 平成11年度 適用期限延長 (2年間) 平成13年度 適用期限延長 (2年間) 平成15年度 適用期限延長 (2年間) 平成17年度 適用期限延長 (2年間) 平成19年度 適用期限延長 (2年間) 平成21年度 適用期限延長 (2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長 (2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成25年度 適用期限延長 (2年間) 平成27年度 適用期限延長 (3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成30年度 適用期限延長 (3年間) 令和3年度 適用期限延長 (3年間) 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（国土交通省 国土政策局 地方振興課）

項目名	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。</p> <p>○対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間：5年間 ○割増償却限度額：・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p>		
内容	<p>《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条 租税特別措置法第12条、第45条</p>	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>－百万円 (▲140百万円) (－百万円)</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>過疎対策については、昭和45年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。</p> <p>また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>過疎地域における民間事業者の設備投資を促進する中で雇用機会の拡充を図ることが必要である。</p> <p>具体的には、過疎地域で重要な役割を果たし、かつ雇用機会の拡充について有効な製造業等について、設備投資が円滑に行われるようにするとともに、過疎地域が有する観光資源や農林水産物等を活用した産業、あるいは地理的な条件を受けにくい情報サービス業等を創出する取組を行う民間事業者を支援する必要がある。</p> <p>本特例措置は、過疎地域において民間事業者が行う製造業や旅館業等の設備投資を促し、雇用機会の拡充を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき必要な施策であることから、3年間の期間の延長を要望するものである。</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>

			<p>ビス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）】 第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 （個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大） 個性をいかした地域づくりに向けて、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や奄美、小笠原、半島、離島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p> <p>【令和6年度概算要求における政策体系図】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）</p>															
	政策の達成目標		<p>上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を目標とする。 具体的には、本特例の適用期間中（令和6年度～令和8年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上とする。</p>															
	租税特別措置の適用又は延長期間		3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）															
	同上の期間中の達成目標		目標値：本特例の適用期間中（令和6年度～令和8年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上とする。															
	政策目標の達成状況		<p>○前回要望時の目標 (1) 過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする (2) 本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする。</p> <p>○達成状況</p> <table border="1" data-bbox="564 1715 1469 2092"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数-転出者数）の割合</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>▲0.68%</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>▲0.68%</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>▲0.45%</td> <td>202人</td> </tr> <tr> <td>R3・R4平均</td> <td>▲0.55%</td> <td>277人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数-転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）	R2	▲0.68%	281人	R3	▲0.68%	352人	R4	▲0.45%	202人	R3・R4平均	▲0.55%	277人
年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数-転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）																
R2	▲0.68%	281人																
R3	▲0.68%	352人																
R4	▲0.45%	202人																
R3・R4平均	▲0.55%	277人																

			<p>※算定根拠については別紙1のとおり。</p> <p>《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度により、所期の達成目標の達成・未達はあるものの、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合」及び「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数」の期間（令和3年度・令和4年度）平均は所期の達成目標を上回っており、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を図る必要がある。 																								
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用見込（件数・金額）、減収見込み】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用額 (千円)</th> <th>減収見込み (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>89</td> <td>365,167</td> <td>84,719</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>147</td> <td>603,141</td> <td>139,929</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>205</td> <td>841,115</td> <td>195,139</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>263</td> <td>1,079,089</td> <td>250,349</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>290</td> <td>1,189,870</td> <td>276,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠については別紙1のとおり。</p>	年度	適用件数	適用額 (千円)	減収見込み (千円)	R4	89	365,167	84,719	R5	147	603,141	139,929	R6	205	841,115	195,139	R7	263	1,079,089	250,349	R8	290	1,189,870	276,050
		年度	適用件数	適用額 (千円)	減収見込み (千円)																						
R4	89	365,167	84,719																								
R5	147	603,141	139,929																								
R6	205	841,115	195,139																								
R7	263	1,079,089	250,349																								
R8	290	1,189,870	276,050																								
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 (人)</th> <th>本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数 (人)</th> <th>本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">見込み</td> <td>R5</td> <td>202人</td> <td>102人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>202人</td> <td>102人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>202人</td> <td>102人</td> <td>57人</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>202人</td> <td>102人</td> <td>57人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算出方法：各年度について、令和4年度に過疎対策室において実施した調査の新規雇用者数等と同数としている。</p>		年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 (人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数 (人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数 (人)	見込み	R5	202人	102人	57人	R6	202人	102人	57人	R7	202人	102人	57人	R8	202人	102人	57人				
	年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 (人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数 (人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数 (人)																							
見込み	R5	202人	102人	57人																							
	R6	202人	102人	57人																							
	R7	202人	102人	57人																							
	R8	202人	102人	57人																							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税）（過疎法第 24 条）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	過疎地域持続的発展支援交付金（継続） （令和 6 年度概算要求額 8.3 億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>過疎地域持続的発展支援交付金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、専門人材や ICT 等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・ 過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT 等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・ 都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 ・ 過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 <p>に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。</p> <p>一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p>
要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、過疎地域における設備等の取得等などの事業者の活動を支援することで、雇用機会の拡充を図る必要性は引き続き存在することから、そのインセンティブとなる本特例措置を継続する必要がある。</p> <p>なお、本特例措置の対象業種は、地域における雇用の増大に特に寄与する業種を対象としており、無差別に適用されるものではないことから、必要最小限の措置である。</p> <p>※ 1 件あたり減収額は約 96 万円であり、事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。</p> <p>（令和 3 年度 1 件あたり減収額（割増償却分） 29,506 千円 ÷ 31 件 = 952 千円（千円未満四捨五入））</p>		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

【適用実績（件数・金額）、減収額】

償却方法	年度	適用件数	適用額 (千円)	減収額 (千円)
特別償却	R2	52 (74)	1,292,148 (1,921,862)	299,778 (445,872)
	R3	31 (0)	901,187 (0)	209,075 (0)
割増償却	R3	31 (142)	127,179 (791,803)	29,506 (183,698)
	R4	89 (284)	365,167 (1,393,856)	84,719 (323,875)

※算定根拠については別紙1のとおり。

※括弧書き：前回要望時に見込んだ適用件数・金額、減収額等

※令和4年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」がまだ発表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数としている。

《前回要望時の将来予測と適用件数等がかい離している原因》

・単年度に新規に適用される件数等で比較した場合、「特別償却」から「割増償却」への移行による影響はほとんどないが、前回評価時の将来予測において、「過去の特別償却適用実績」をベースとした推計値に、「過去に特別償却を適用したことがない事業者数」をベースとした推計値を単純に加算したことが、結果として過大な推計となり、適用実績とかい離した原因となったと思われる。

《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》

上記のとおり前回要望時の見込みと適用実績に差は生じたが、後述「租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。

＜本特例措置の適用の偏りについて＞

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1(4.本特例措置が多数の業種で活用されていることについて)参照)。

また、過疎対策室独自調査によれば、令和3年度・4年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は53市町村・27道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2を参照)。

なお、上記報告書(令和5年第211回国会提出)によれば、令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は、87.4%(特別償却)及び86.4%(割増償却)となっているが、これは、令和3年度の適用件数が、特別償却・割増償却31件ずつと、両制度ともに上位10社で適用件数の3分の1を占めており、比例して上位10社の適用額の割合も増えた結果であり、令和2年度の適用件数52件中、上位10社の適用額は63.4%であったことも踏まえると、令和3年度に限った現象と考えている。

令和4年度以降、今後適用件数は増加する見込みであることを踏まえると、全体の適用額に占める上位10社の適用額の割合は低下し、一部の事業者に偏って適用されるものではなくなるものと推測される。

引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

○根拠条文：租特法第 45 条第 3 項の表中第 1 号
 ○適用件数：31 件（令和 3 年度）
 ○適用額：127,179 千円（令和 3 年度）

※改正前租特法に基づく特別償却
 ①根拠条文：令和 3 年改正前の租特法第 45 条第 1 項の表中第 1 号、同法第 68 条の 27 第 1 項
 ②適用件数：31 件（単体：28 件、連結 3 件）
 ③適用総額：901,187 千円（単体：711,266 千円、連結：189,921 千円）

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）
R 2	281 人
R 3	352 人
R 4	202 人

著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果があった。

また、過疎室独自調査結果によれば、本特例を適用した事業者からは、割増償却によって、雇用増加・維持を図ることができた、投資へ後押しになったなどの回答があり、本割増償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できている。

さらに、仮に本特例制度がない場合、雇用を増加させなかった、当該設備投資をしなかった等の回答があり、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。

前回要望時の達成目標

①過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする。
 ②本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

年度	過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人）
R 3	▲0.68%	352 人
R 4	▲0.45%	202 人

※目標に達していない理由
 【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】

令和3年度が目標値を下回った主な原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込んだことによるものと考えられる。

・過疎市町村の海外からの転入・海外への転出者数

年度	海外からの 転入(A)	海外への 転出(B)	(A)-(B)
R2	15,340人	11,371人	+3,969人
R3	7,503人	10,046人	▲2,543人
R4	33,336人	15,886人	+17,450人

※算出根拠：各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表 21-03：【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村の「住民票記載数-転入者数（国外）」及び「住民票消除数-転出者数（国外）」より算出。

【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】
令和4年度（202人）について前回要望時の目標（222人）を達成していないが、主な原因としては、20人以上の新規雇用を創出した事業者が、令和2年度・令和3年度においては4件ずつあったが、令和4年度においては1件にとどまったことによるものと考えている。

これまでの
要望経緯

昭和45年創設
平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加
平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。
平成17年度：適用期限の2年延長
平成19年度：適用期限の2年延長
平成21年度：適用期限の1年延長
平成22年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。
平成23年度：適用期限の2年延長
平成25年度：適用期限の2年延長
平成27年度：適用期限の2年延長
平成29年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。
平成31年度：適用期限の2年延長
令和3年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の3年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却に改組。

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）

項 目 名	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長		
税 目	登録免許税 租税特別措置法第80条第1項		
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置について、中堅・中小規模の事業者による事業規模拡大等を目的としたグループ化を促進するための措置等を講じるとともに、適用期限を令和9年3月31日まで延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 百万円 (▲5,000 百万円の 内数) (— 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。

(2) 施策の必要性

グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不連続の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。

特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれまで以上に重要になっている。

こうした中、経済産業省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押ししてきたが、日本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつあるものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。

「経済産業政策新機軸部会 中間整理（令和4年6月13日公表）」、PBR1を割る企業が東証一部上場企業の半数近くを占めるなど、企業価値を十分伸ばしきれていない現状を踏まえ、企業価値創造に向けた意識改革が必要であり、事業ポートフォリオの見直しとこれに応じた事業再編の実行を随時行うことが重要であることから、事業再編実務指針を参考に、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況について検討し、公表することを企業に求めることとしている。

こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生産性向上を推進していく必要がある。

また、我が国の産業競争力をさらに加速していくためには、大企業を上回る売上高等の伸びがあるなど、日本経済・地域経済の牽引役として期待される中堅・中小企業の成長を後押しすることが重要である。このため、成長志向の中堅・中小企業が規模拡大等を目的として、複数の事業者を合併等によりグループ化し、経営効率化や経営資源の集約化によるシナジー効果を発揮していく取組を重点的に支援することが重要である。

以上の理由から、中堅・中小規模の事業者による規模拡大等を目的としたグループ化を促進するための措置等を講じるとともに、本税制の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>施策目標 3 2 建設市場の整備を推進する</p> <p>施策目標 3 5 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>施策目標 3 6 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p>
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	令和8年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和5年度より2%、有形固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和5年度より5%向上させる。
		政策目標の達成状況	<p>○ROIC（投下資本利益率）の実績</p> <p>2019年度（令和元年度）10.2%</p> <p>2020年度（令和2年度）9.4%</p> <p>2021年度（令和3年度）9.5%</p> <p>※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出 $ROIC = (\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}) \div (\text{有利子負債残高} + \text{自己資本})$</p> <p>○有形固定資産回転率の実績</p> <p>2019年度（令和元年度）2.84</p> <p>2020年度（令和2年度）2.57</p> <p>2021年度（令和3年度）2.64</p> <p>※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出 $\text{有形固定資産回転率} = \text{売上高} \div \text{有形固定資産} + \text{ソフトウェア}$</p>
		要望の措置の適用見込み	令和6年度～令和8年度 22件程度/年 ※既存制度による件数のみ
有効性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現在までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画124件のうち、123件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。また、単に事業再編を行うだけでなく生産性向上や新サービス開発等の取組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとしていることで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えられる。	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	債権放棄時の資産評価時の損金算入、認定株式分配に係る課税の特例																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。</p> <p>本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p>																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（123件）】</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	14	14	9	16	8	11	11	19	21						
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022																
14	14	9	16	8	11	11	19	21																		
<p>【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（123件）】</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>製造業</td><td>43</td></tr> <tr><td>金融業、保険業</td><td>19</td></tr> <tr><td>運輸業、郵便業</td><td>11</td></tr> <tr><td>卸売業、小売業</td><td>9</td></tr> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>8</td></tr> <tr><td>建設業</td><td>7</td></tr> <tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>7</td></tr> <tr><td>生活関連サービス業、娯楽業</td><td>6</td></tr> <tr><td>情報通信業</td><td>6</td></tr> <tr><td>宿泊業、飲食サービス業</td><td>4</td></tr> <tr><td>サービス業（他に分類されないもの）</td><td>2</td></tr> <tr><td>学術研究、専門・技術サービス業</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	業種	件数	製造業	43	金融業、保険業	19	運輸業、郵便業	11	卸売業、小売業	9	電気・ガス・熱供給・水道業	8	建設業	7	不動産業、物品賃貸業	7	生活関連サービス業、娯楽業	6	情報通信業	6	宿泊業、飲食サービス業	4	サービス業（他に分類されないもの）	2	学術研究、専門・技術サービス業	1
業種	件数																									
製造業	43																									
金融業、保険業	19																									
運輸業、郵便業	11																									
卸売業、小売業	9																									
電気・ガス・熱供給・水道業	8																									
建設業	7																									
不動産業、物品賃貸業	7																									
生活関連サービス業、娯楽業	6																									
情報通信業	6																									
宿泊業、飲食サービス業	4																									
サービス業（他に分類されないもの）	2																									
学術研究、専門・技術サービス業	1																									

【減収額（見込み含む）】

（単位：百万円）

2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
1,978	14,420	2,135	2,468	546	4,236	5,455	3,398	4,556

※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者（全省庁ベース）のうち123者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和4年度までに終了した計画（全40計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。

前回要望時の達成目標

令和5年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和3年度より2%、有形固定資産回転率（売上高/有形固定資産+ソフトウェア）を令和3年度より5%向上させる。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

事業再編計画の認定を受けた事業者は、124者（全省庁ベース）のうち123者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和2年度までに終了した計画（全40計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの10計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰などの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。

これまでの要望経緯

登録免許税率の軽減措置
 平成25年度 創設（平成26年1月～）
 平成28年度 2年間延長
 平成30年度 2年間延長
 令和2年度 2年間延長
 令和4年度 2年間延長（生産性の向上要件の見直し）

（同様の措置を講じていた産活法における要望経緯）
 平成11年度 創設
 平成12年度 税率引き下げ
 平成13年度 2年間延長
 平成15年度 5年間延長（但し平成18年以後、一部縮減）
 平成19年度 措置拡充（対象計画追加）
 平成20年度 2年間延長
 平成21年度 1年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ）
 平成22年度 1年間延長

	平成 23 年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成 24 年度 1年間延長
--	--

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課）

項目名	特定の資産（被災区域の土地等）の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の延長											
税目	所得税、法人税											
要望の内容	<p>(1) 現行制度の概要 令和6年3月31日までの期間に、以下の表の①又は②の買換えを行った場合には、資産の譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産については、その譲渡をした資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合 100%）ができる。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="319 674 395 719"></th> <th data-bbox="395 674 935 719">譲渡資産</th> <th data-bbox="935 674 1482 719">買換資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 719 395 869">①</td> <td data-bbox="395 719 935 869">被災区域（※1）である土地等</td> <td data-bbox="935 719 1482 869">被災区域である土地等 被災区域ではない土地等の場合、一定の区域内（※2、※3）の土地等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 869 395 947">②</td> <td data-bbox="395 869 935 947">被災区域である土地等以外の土地等</td> <td data-bbox="935 869 1482 947">被災区域である土地等</td> </tr> </tbody> </table>		譲渡資産	買換資産	①	被災区域（※1）である土地等	被災区域である土地等 被災区域ではない土地等の場合、一定の区域内（※2、※3）の土地等	②	被災区域である土地等以外の土地等	被災区域である土地等		
		譲渡資産	買換資産									
	①	被災区域（※1）である土地等	被災区域である土地等 被災区域ではない土地等の場合、一定の区域内（※2、※3）の土地等									
	②	被災区域である土地等以外の土地等	被災区域である土地等									
<p>（※1）東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域 （※2）東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要がある区域（復興特区法第4条第1項の政令で定める区域）。 （※3）買換資産の所在が復興特区法第4条第1項の政令で定める区域内であることを市町村が証明する書類の添付が必要。 注）特別勘定を設けた場合及び本制度の対象となる資産を交換した場合についても、同様の措置を講じる。</p>												
<p>(2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>												
<p>【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12条、第19条（買換えの場合）第20条（特別勘定を設けた場合）第12条、第21条（交換した場合）</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>- 百万円 （ - 百万円） （ - 百万円）</p>										

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。</p> <p>また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域の一部で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 事業活動の状況</p> <p>企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10)、宮城県 80% (R3.3)、福島県 85% (R5.6) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R5.3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 82 者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。</p> <p>② 面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 6 年度以降、約 106.8ha の供給予定 (R5.5) となっている。また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 2 年 3 月時点で 72% だったところ、令和 4 年 9 月末時点では 96% と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和 3 年 12 月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。</p> <p>企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに 2～3 年程度を要することが一般的であり、被災事業者等が事業再開する場合にも同程度の時間を要すると考えられ、令和 6 年度以降も事業再開のために事業用資産の取得等が見込まれる。</p> <p>このように、令和 6 年度以降も事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。</p>
<p>今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) (抄)</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>(2) 法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。 <p>■令和 3 年度以降の復興の取組について (令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定) (抄)</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を含む 15 年間とした上で、令和 3 年度からの 5 年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第 1 期復興・創生期間」(平成 28 年度から令和 2 年度まで) の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさら</p>

		<p>に前に進めるべき時期であることから、「第 2 期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>(2) 原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■国土交通省政策評価体系 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p>
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	租税特別措置の適用又は延長期間	延長期間 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の被災 12 市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和 2 年 10 月 1 日現在） ・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（令和 3 年 3 月 31 日現在） ・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：85%（令和 5 年 6 月 20 日現在）
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和 6 年度 12 件</p> <p>令和 7 年度 6 件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、事業用資産の取得等を促進し、被災地における事業者の事業再開や完全復旧の促進、被災した事業者以外の企業の被災地への投資を促進することにより、被災地における経済的復興に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	復興特区税制に基づく措置（復興特区法第 37 条から第 40 条まで）

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本特例措置は、被災区域内の事業用資産を取得した場合又は、被災区域内の事業用資産を譲渡した場合に限定したものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設 平成 28 年度 被災区域である土地等から買換えを行う場合、その対象区域を被災区域又は特定被災区域に限定した上で適用期限を5年間(令和3年3月31日まで)延長 令和3年度 被災区域である土地等から被災区域ではない土地等を買換えを行う場合、その対象区域を復興特区法の東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域に限定した上で適用期限を3年間(令和6年3月31日まで)延長</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 都市局 まちづくり推進課）

項目名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	(1) 現行制度の概要 令和6年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。		
		特別償却率	税額控除
	投資時期	R3.4.1~R6.3.31	R3.4.1~R6.3.31
	機械・装置	50%	15%
	建物・構築物	25%	8%
	(2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。		
	【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第37条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第17条の2 ○同政令第12条の2、第17条の2	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、総仕上げの段階に入っている。著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第2期復興・創生期間においても、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>①人口の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R5.4.1 人口推計/H22 国調人口：3県沿岸等 88%、全国平均 97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町 61%、南三陸町 67%、大槌町 68%、山元町 70%、山田町 73%等）</p> <p>②事業活動の状況</p> <p>企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86%（R2.10）、宮城県 80%（R3.3）、福島県 85%（R5.6）となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（R5.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数 82 者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。</p> <p>③雇用の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R3 経済センサス/H22 工業統計：3県沿岸等 86%、全国平均 97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、松島町 35%、女川町 41%、田野畑村 53%、大槌町 54%、陸前高田市 62%等）</p> <p>④面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約 106.8ha の供給予定（R5.5）となっている。</p> <p>また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。</p> <p>企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2～3年程度を要することが一般的であり、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等は令和6年度以降も見込まれる。</p> <p>こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、被災地の経済活性化に必要な産業の本格的な復興については引き続き取り組まなければならない課題である。</p> <p>このため、令和6年度以降も事業者等の設備投資を支援し産業復興の下支えをすることは依然として必要であり、本特例措置を令和8年3月31日まで2年間の延長を要望する。</p>
---	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（抄）（令和元年12月20日閣議決定）</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>（2）法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）地震・津波被災地域</p> <p>地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>（2）原子力災害被災地域</p> <p>原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「（1）復興支援に係る施策の推進」</p> <p>■国土交通省政策目標 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 政策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
		政策の達成目標	沿岸地域等（復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。以下同じ。）において設備投資を行う事業者の増加とそれに伴う雇用機会の確保等。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
政策目標の達成状況	令和4年度までの復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数（令和5年3月末）（沿岸地域等に限る。） 法人 1,840件 個人 483件（合計2,323件）		

有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>38件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>20件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>2年計</td> <td>58件</td> <td>46件</td> </tr> </table> (合計 104 件)		法人	個人	令和6年度	38件	30件	令和7年度	20件	16件	2年計	58件	46件
		法人	個人											
	令和6年度	38件	30件											
	令和7年度	20件	16件											
2年計	58件	46件												
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。													
当該要望項目以外の税制上の措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第 38 条、第 39 条及び第 40 条）													
相当性	<table border="1"> <tr> <td>予算上の措置等の要求内容及び金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td> <td>—</td> </tr> </table>	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—									
予算上の措置等の要求内容及び金額	—													
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—													
要望の措置の妥当性	本特例措置の延長は、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。													
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	令和4年度までの沿岸地域等における復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。（令和5年3月末） 法人 1,840 件 個人 483 件（合計 2,323 件）												
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—												
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沿岸地域等において、設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。												
	前回要望時の達成目標	沿岸地域等において投資を行う事業者の増加。												

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>個人事業者の件数は見込みを達成しているが、法人は見込みを達成できていない。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、法人による機械等の新規取得が進まなかったことによるものと考えられる。</p> <p>○前回要望時の見込み（指定件数）</p> <table border="1" data-bbox="564 371 1477 602"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>75件</td> <td>13件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>60件</td> <td>8件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>48件</td> <td>5件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年計</td> <td>183件</td> <td>26件</td> <td>209件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和3、4年度の実績（同）</p> <table border="1" data-bbox="564 667 1324 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度（実績）</td> <td>48件</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度（実績）</td> <td>22件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	合計	令和3年度	75件	13件		令和4年度	60件	8件		令和5年度	48件	5件		3年計	183件	26件	209件		法人	個人	令和3年度（実績）	48件	17件	令和4年度（実績）	22件	6件
	法人	個人	合計																												
令和3年度	75件	13件																													
令和4年度	60件	8件																													
令和5年度	48件	5件																													
3年計	183件	26件	209件																												
	法人	個人																													
令和3年度（実績）	48件	17件																													
令和4年度（実績）	22件	6件																													
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度 創設 平成26年度 適用期限を2年間延長 平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を5年間延長 平成31年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成30年度までと同水準の措置率として2年間拡充 令和2年度 事項要望 令和3年度 対象地域を沿岸地域等（特定復興産業集積区域の区域内）に重点化の上、3年間延長</p>																														

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省 鉄道局 総務課)

項 目 名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等 を取得した場合の特別償却又は税額控除）の拡充及び延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 6 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 6 租税特別措置法施行規則 5 条の 12 の 3 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 7 租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 3		
要 望 の 内 容	① 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入に関する要望 ・ 技術進展等の動向を踏まえて、産業競争力強化法第 2 条 14 項に基づき省令で定める需要開拓商品の対象商品を拡充及び見直す。 ・ 本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・ 税額控除の繰越制度を新設する。 ② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望 ・ 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産業競争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要件を見直す。（対象設備への鉄道車両の追加を含む） ・ 本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・ 税額控除の繰越制度を新設する。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013 年度比 20.3%減少しており、2030 年 46%減、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて一定の進捗が見られるものの、GX を通じて目標を達成するためには、我が国の排出量の約 6 割を占める産業部門等における更なる脱炭素化と産業競争力の強化及び技術動向等を踏まえた脱炭素分野の新たな需要を開拓するための設備投資を促進する必要がある。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (500 百万円の内数) (- 百万円)	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：3 地球環境の保全 施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日） 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。 具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。</p>
		政策の達成目標	GXを通して2030年度の温室効果ガス46%削減目標及び2050年カーボンニュートラルを実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間での措置を講じる。
		同上の期間中の達成目標	2030年度46%削減目標等を達成すること。
		政策目標の達成状況	<p>2021年度の温室効果ガスの排出・吸収量は、11億2,200万トンで、2020年度比2.0%増加（+2,150万トン）、2013年度比20.3%減少（▲2億8,530万トン）。</p> <p>（出典）環境省「2021年度（令和3年度）温室効果ガス排出・吸収量」</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる商品の生産に専ら使用される設備または生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進</p>	

			<p>される。今回、本措置の対象となる商品について、近年の技術進展等の動向を踏まえて拡充・見直しを行うことで、脱炭素効果が高く、今後の市場拡大が見込まれる商品の生産・供給の拡大につなげるとともに、真に 2030 年目標等に資する炭素生産性を向上させる取組を後押しする。</p> <p>また、市場がまだ確立されていない分野や生産プロセスを大きく転換する大規模な設備投資は、検討から投資判断に至るまで、また投資判断から実際に投資が行われるまで長い期間が必要となる。他方で、現行の3年間の適用期間では十分な検討が行えない場合があることから、こうした脱炭素に係る企業の設備投資について、十分な検討期間を確保するため、適用期間を長期にわたって延長することによって、大規模な脱炭素化投資を抜本的に促進する。</p> <p>加えて、企業の決算が赤字の場合や税額控除額が法人税額の控除限度額を超える場合があることから、企業の投資判断に税メリットを考慮することが難しい。今回、税額控除の適用を繰り越し可能な措置を創設することにより、GX に積極的に投資する企業が税メリットを享受できる可能性を上げることで、大規模な脱炭素化投資を抜本的に促進する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置		本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性		<p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <p>① 産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、</p> <p>② 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備については、①に加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。</p> <p>化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資、新たな需要開拓に向けた設備投資を促進する必要がある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和3年度適用実績 【適用件数】6件 【減収額】約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 根拠条文：租税特別措置法第四十二条の十二の七 ② 適用件数：(特別償却)0件 (税額控除)6件 ③ 適用総額：(特別償却)0円 (税額控除)約87百万円
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<div style="text-align: center;">炭素生産性向上率(計画ベース)</div> <p>事業適応計画の認定を受けた事業者において、炭素生産性を平均20.4%向上させる見込み。(2023年8月時点。事業者から申請のあった事業適応計画を基に算出)</p>
	前回要望時の達成目標	2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2021年度(令和3年度)温室効果ガスの排出・吸収量については、2019年度から3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。
これまでの要望経緯	令和3年度：創設	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省自動車局整備課）

項目名	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長		
税目	法人税		
要望の内容	<p>適用期限を3年延長する。（令和9年3月31日まで）</p> <p>中小企業のM&Aの実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第56条、租税特別措置法附則第119条 租税特別措置法施行令第32条の3、租税特別措置法施行令附則第47条 租税特別措置法施行規則第21条の2</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>精査中 （ ▲300 百万円） （ — 百万円）</p>	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&A を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現することが重要。</p> <p>一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することが困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上）</p> <p>地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。</p> <p>また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
租税特別措置の適用又は延長期間			令和 9 年 3 月 31 日まで
同上の期間中の達成目標			後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。

	政策目標の達成状況	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時（令和3年）から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制によって中小企業による M&A に対する負担を軽減することで、M&A に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による M&A が進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税、不動産取得税の特例）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和4年度第2次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67 億円の内数、令和5年度当初予算 157 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、M&A 後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
	要望の措置の妥当性	M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用数】 令和3年度 92 件 令和4年度 98 件 令和5年度 78 件（見込み） （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計） 【減収額】 令和3年度 3,287 百万円 令和4年度 3,501 百万円 令和5年度 2,787 百万円（見込み） （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、創設当時から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、引き続きリスクが伴う状況。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和3年度 創設</p>